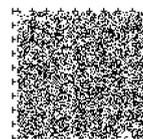


**瑞穂町障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画**

令和3年度～令和5年度

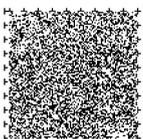
令和3年3月

瑞 穂 町



本冊子には、各ページ下端に視覚障がい者用活字文書読上げコード（音声コード）が付いています。コードを読み上げるには、視覚障がい者用活字文書読上げ装置が必要になります。

また、本冊子の内容をデジタル録音したデイジー（DAISY：Digital Accessible Information System の略）図書（CD版）も用意しています。詳しくは、福祉課障がい者支援係にお問い合せください。



はじめに

近年、わが国においては、超少子高齢社会の到来、核家族化の進行、共働き世帯の増加、高齢者の活躍の場の創出など、社会構造の変化・複雑化が起っています。また、個人の価値観も多様化してきている現在、人々の就労体系や生活時間帯等多様なものとなってきていると同時に、家族や地域住民同士のコミュニケーションの希薄化や、支え合いの機能の低下が懸念されています。



最近の障害福祉の状況をみると、障がいの範囲が拡大しており、その結果、障害福祉サービスへのニーズも多様化しています。また、障がいのある人の親の高齢化や孤立化など、取り残される人を出さないための複合的な支援体制の構築が必要になっています。

一方、国では、平成26年に障害者権利条約に批准し、平成28年には障害者差別解消法を施行し、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域社会を目指しています。さらに「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」(令和2年5月19日)を行い、各種障害福祉サービスの推進を市区町村に求めています。

市区町村は、これらの社会変化に対応しつつ、それぞれの地域の実情も反映し、各種障がい者施策を推進していくことが求められています。そのため、町ではこれまでに、平成16年度施行の「改正 障害者基本法」に定められた「市町村障害者計画」、平成18年度施行の「障害者総合支援法」に定められた「市町村障害福祉計画」、平成28年度施行の「改正 児童福祉法」に定められた「市町村障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、3年ごとの見直しを行いながら障がい者施策を総合的に推進してまいりました。

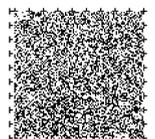
令和2年度はこれらの計画が、最終年度を迎えます。そのため、現在の障がい者福祉を取り巻く状況や環境、法改正等を十分に反映し、これまでの障がい者施策をより実効性のあるものとしていくことを目的として、令和3年度を始期とする新たな「瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

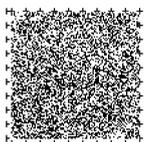
今後は、これら計画に基づき、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」の実現を目指してまいりますので、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定に際し、御尽力をいただきました「瑞穂町障害福祉計画専門分科会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました住民の皆様や関係者に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

瑞穂町長 杉浦 裕之





目 次

第1編 計画策定の趣旨

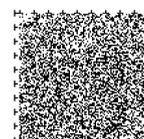
第1章 計画の改定にあたって	3
1 新計画策定の背景	3
2 計画の概要	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5

第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状

第1章 障がいのある人の現状	9
1 人口及び障がい者（児）（手帳所持者）数の推移	9
2 各手帳所持者数の状況	10
第2章 障がい者（児）（手帳所持者）数の推計	12
第3章 第5期障害福祉計画の進捗状況	13
1 指定障害福祉サービス・指定相談支援と障がい児支援	13
2 地域生活支援事業	15
3 成果目標	20
第4章 アンケート調査結果の概要	24
1 調査概要	24
2 アンケート結果の要約	26
3 アンケート結果からみた課題	43

第3編 計画の基本的な考え方

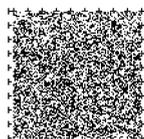
第1章 基本理念	47
1 計画の概要	47
2 基本的な考え方	47
3 基本理念	47



第2章 基本目標	48
基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり	48
基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり	48
基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	48
基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり	48
第3章 施策の体系	49

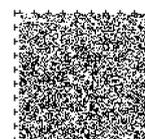
第4編 障害者計画

第1章 基本計画	53
基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり	53
基本施策(1) 地域での交流活動の推進	53
基本施策(2) 福祉情報の発信	54
基本施策(3) 利用しやすい施設の環境づくり	55
基本施策(4) 障がいのある人の社会参加促進	56
基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり	57
基本施策(1) 地域福祉の担い手の養成	57
基本施策(2) 地域における障害福祉教育・学習の推進	58
基本施策(3) ボランティア・NPOの活動の推進	59
基本施策(4) 相談体制の充実	60
基本施策(5) 障害福祉サービスの質の向上	61
基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	62
基本施策(1) 権利擁護の推進	62
基本施策(2) ユニバーサルデザインの推進	63
基本施策(3) 防災体制の充実	64
基本施策(4) 障がいのある子どもと家庭への支援	65
基本施策(5) 障がいのある人の就労支援	66
基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり	67
基本施策(1) 障がいの早期発見・早期療育	67
基本施策(2) 障がいのある人に関する医療体制の基盤づくり	68



第5編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 システム全体像	71
1 障がいのある人への自立支援システム全体像	71
2 障がい児への支援システム全体像	72
第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	73
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	74
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	76
4 福祉施設から一般就労への移行等	77
5 障がい児支援の提供体制の整備	78
6 相談支援体制の充実・強化等	80
7 障害福祉サービス等の質の向上	81
第3章 障害福祉サービスの体系図	82
第4章 障害福祉計画の活動指標	83
1 サービス見込量の考え方	83
2 サービス見込量一覧	85
3 訪問系サービス	87
4 日中活動系サービス	88
5 居住系サービス	94
6 相談支援（サービス等利用計画の作成）	96
第5章 障害児福祉計画の活動指標	97
1 障がい児数の推移と推計	97
2 サービス見込量の考え方	99
3 サービス見込量一覧	99
4 障がい児支援	100
第6章 地域生活支援事業	102
1 サービス見込量の考え方	102
2 サービス見込量一覧	103
3 地域生活支援事業の推進	104



第6編 計画の推進・進行管理

第1章 推進・進行管理の考え方	115
1 「PDCAサイクル」に基づく推進・進行管理	115
2 「成果目標」と「活動指標」について	115
第2章 計画推進の体制	116
1 啓発・周知の徹底	116
2 サービス提供体制の確保	116
3 相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の設置	116
4 町民との協働体制の構築・強化	116
5 庁内及び東京都との連携体制の構築	117
第3章 計画の達成状況の評価・点検	117
第4章 町民意見等の計画への反映	117

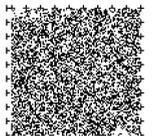
資料編

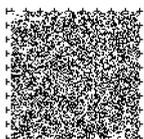
1 障害の「害」の表記について	121
2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例	122
3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則	124
4 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿	125
5 瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定経過	126
6 瑞穂町障害福祉関連事業所マップ	127





第 1 編 計画策定の趣旨





第1章 計画の改定にあたって

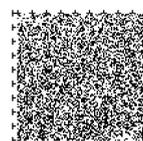
1 新計画策定の背景

瑞穂町では、平成17年の「障害者自立支援法」の制定を受け、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施の確保を目的に、平成18年度に『瑞穂町第1期障害福祉計画』を策定し、平成20年度には、それを見直す形で、『瑞穂町第2期障害福祉計画』を、また平成23年度に『瑞穂町第3期障害福祉計画』を策定し、サービスの提供体制を整備してきました。平成25年には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下：障害者総合支援法）」が成立したのを受けて、平成26年度に『瑞穂町第4期障害福祉計画』を策定し、地域社会における「共生」を目指して、障害福祉サービスの充実や障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援を推進してきました。さらに、平成29年度には、従来「地域保健福祉計画」に内包されてきた「障害者基本法」上の「障害者計画」を、平成28年の「児童福祉法」改正により策定が義務づけられた「障害児福祉計画」と共に、改定の時期を迎えていた「障害福祉計画」の3計画を一体的なものとした『瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を策定し、相談支援体制の充実、障がい者理解の促進に取り組んできました。

この間、国においては、平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正され、施設入所やグループホームからの円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助や、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援などの新たなサービスが創設されました。また「児童福祉法」の改正に伴い、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することができない外出の困難な重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作や生活能力向上のために必要な訓練を行う居宅訪問型児童発達支援が開始されるなど、障がい者（児）の多様なニーズを踏まえた対応がとられてきました。また令和元年6月には、国及び地方公共団体における障がい者雇用の適正化を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、多様化する障がい者の日常生活や社会参加の増進に向けた制度改正が行われてきました。

また、町では、この間、平成30年度から発達障がい者（児）の相談支援の開始や、発達障がい者（児）支援講演会、障害者週間や発達障害啓発週間にあわせての障がい者への理解促進のための絵の展示、障害福祉案内冊子の音声コード、デジタル化、障害児等タイムケア事業の送迎開始、就労支援としての庁内実習の開始、障害施設の利便性や安心・安全向上のための改修など様々な取組を行ってきました。

このような中、令和2年度に計画の最終年度を迎える『瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を現在の障害福祉を取り巻く社会状況や、法改正等を十分に反映し、令和3年度を始期とする新たな「障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。



2 計画の概要

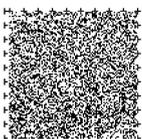
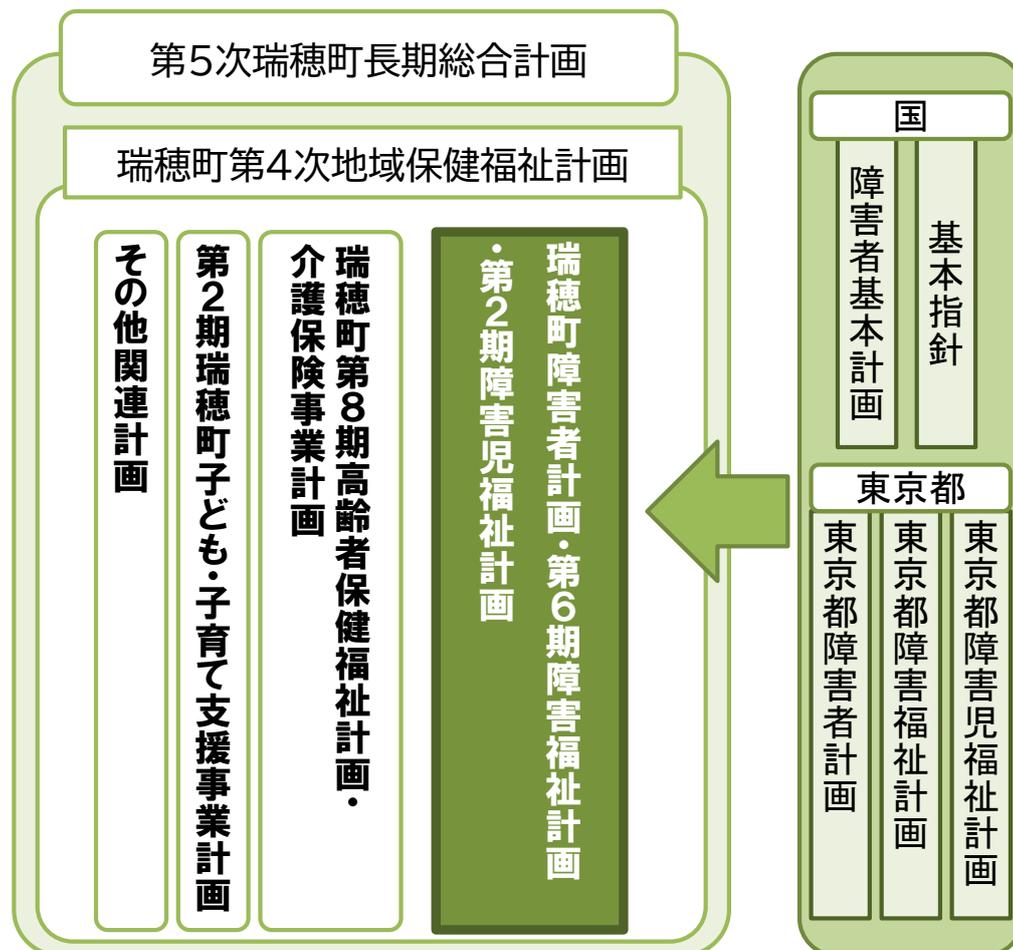
(1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」で、障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を含め、障がいのある人に関する施策・事業等を広く定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、最上位計画である『第5次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』を上位計画に持つものとして位置付けられています。

したがって、計画は、東京都及び国の計画等と整合を図った計画であると共に、『第5次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』と一体的に取り組むものであり、その施策の基本方向を踏まえた上で、障がい者（児）施策を総合的・体系的に進めるための指針として取りまとめた計画となっています。



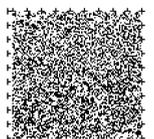
3 計画の期間

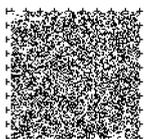
本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

計 画	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
瑞穂町 長期総合計画	第4次後期基本計画 5年間		第5次前期基本計画 5年間			第5次後期基本計画 5年間				
	基本構想 10 年間 (平成 23 年度 ～令和 2 年度)		基本構想 10 年間 (令和 3 年度～令和 12 年度)							
瑞穂町 地域保健福祉計画	第3次計画		第4次計画				第5次計画			
	計画期間 5 年間 (平成 28 年度 ～令和 2 年度)		計画期間 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度)				計画期間 5 年間 (令和 8 年度～令和 12 年度)			
瑞穂町 障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期 障害福祉計画		第6期障害福祉計画 計画期間 3 年間			次期計画期間 (3 年間ごと)				
	第1期 障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画 計画期間 3 年間			次期計画期間 (3 年間ごと)				

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等、何らかの障がいがあるため、日常生活や社会生活の中で、継続的に相当な制限を受ける状態にある人を計画の対象とします。

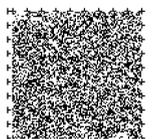


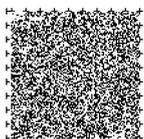




第2編

瑞穂町の 障がいのある人の現状



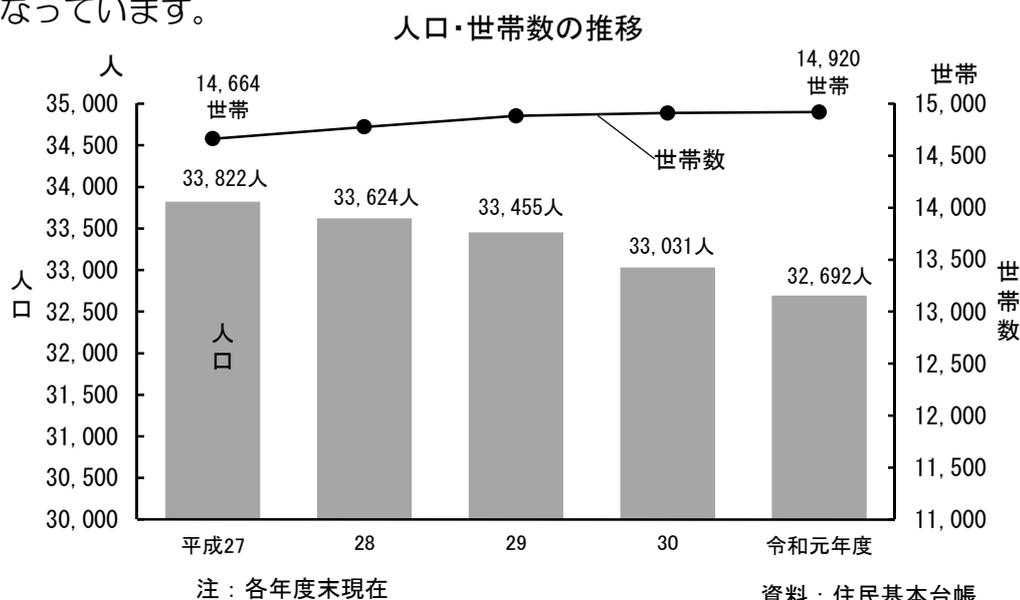


第1章 障がいのある人の現状

1 人口及び障がい者（児）（手帳所持者）数の推移

（1）人口・世帯数の推移

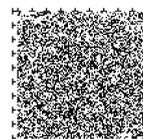
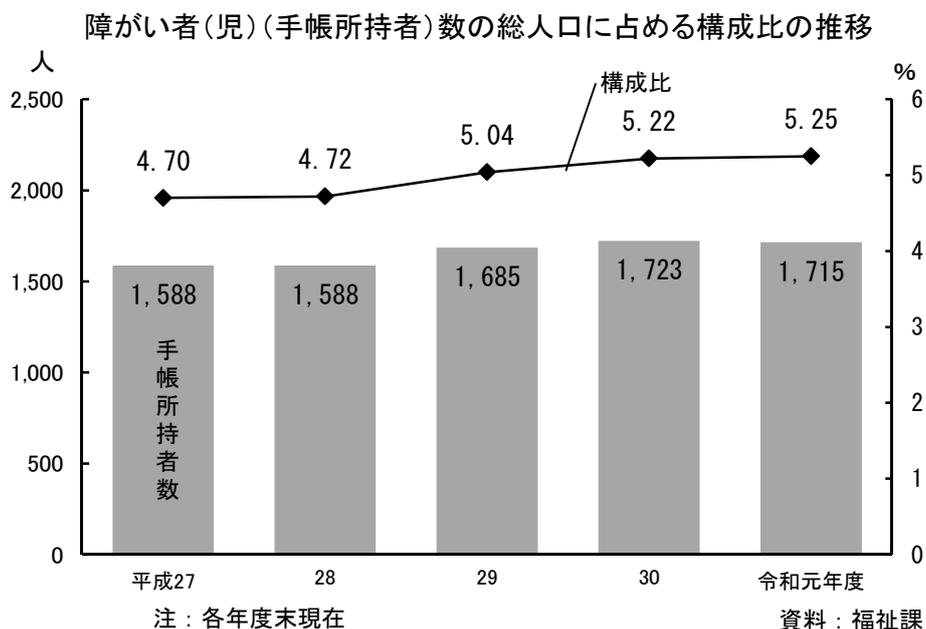
町の人口は、平成27年度以降ゆるやかに減少しており、令和元年度現在では32,692人となっています。一方、世帯数は増加を続け、令和元年度現在14,920世帯となっています。



（2）障がい者（児）（手帳所持者）数の推移

障がい者（児）（手帳所持者）数は、平成27年度から平成30年度まで増加で推移していましたが、令和元年度に減少しています。

町の総人口に占める障がい者（児）（手帳所持者）数の割合は、増加を続けており、令和元年度5.25%となっています。



2 各手帳所持者数の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、年度ごとに増減しており、令和2年10月末では1,012人と、平成30年度より42人減少しています。

等級別では、1級が340人と最も多く、2級が143人、3級が139人、4級が270人、5級が64人、6級が56人となっています。

主な障害の部位別では、肢体不自由が544人となっており、いずれの年度でも最も多くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	345	338	340
2級	146	144	143
3級	141	141	139
4級	261	266	270
5級	68	62	64
6級	93	58	56
合計	1,054	1,009	1,012

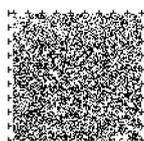
※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料

主な障害の部位別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚	61	60	58
聴覚又は 平衡機能障害	85	86	85
音声言語又は そしゃく機能障害	6	6	7
肢体不自由	594	545	544
内部障害	308	312	318
合計	1,054	1,009	1,012

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料



(2) 愛の手帳（療育手帳・知的障害）所持者数の推移

愛の手帳（療育手帳・知的障害）所持者数は、年度ごとに増減しており、令和2年10月末では382人となっています。

程度別では、4度が年度ごとに増加しており、195人と最も多くなっています。

年齢別では、18歳未満は年度ごとに増減しており、18歳以上は令和元年度から令和2年度にかけて23人増加しています。

程度別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1度	10	9	10
2度	98	95	101
3度	73	68	76
4度	178	183	195
合計	359	355	382

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料

年齢別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	70	66	70
18歳以上	289	289	312
合計	359	355	382

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

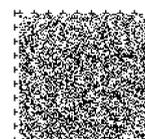
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年度ごとに増減しており、令和2年10月末では340人と、平成30年度よりも30人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	22	24	21
2級	186	208	198
3級	102	119	121
合計	310	351	340

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料



第2章 障がい者（児）（手帳所持者）数の推計

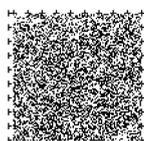
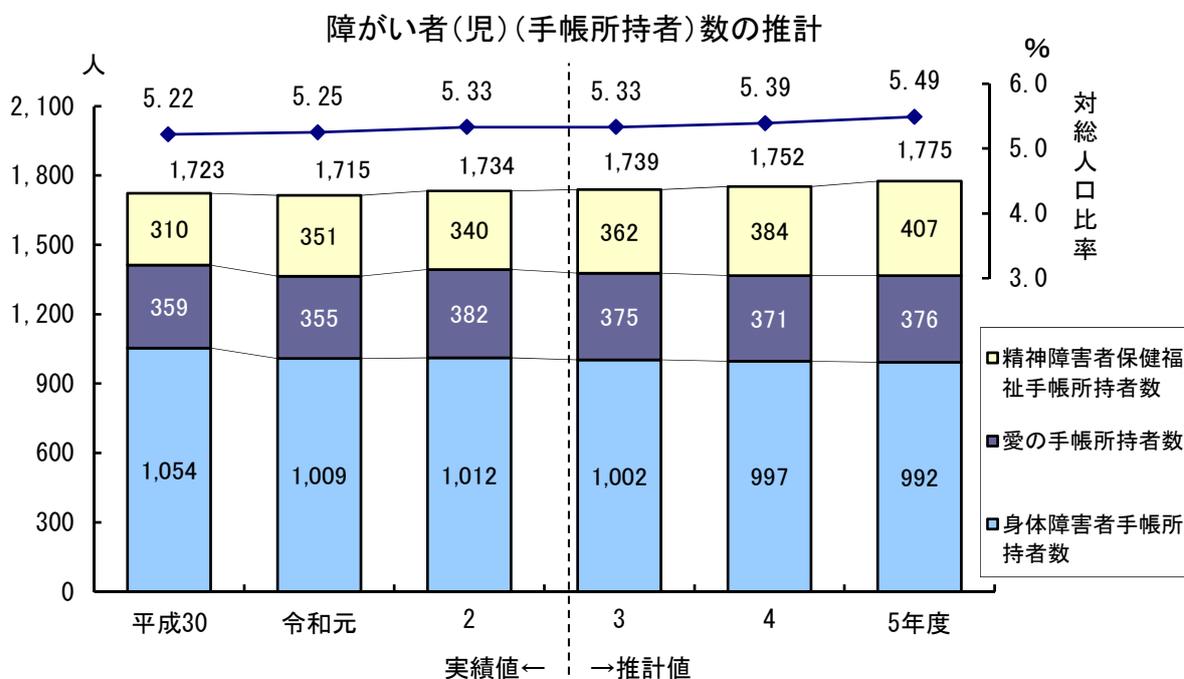
町の人口（住民基本台帳）は減少を続けていますが、障害者手帳所持者数の合計は増加が見込まれます。内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少が見込まれ、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が見込まれています。

障がい者（児）（手帳所持者）数の実績と推計

単位：人

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総 人 口	33,031	32,692	32,545	32,657	32,508	32,339
身体障害者手帳所持者数	1,054	1,009	1,012	1,002	997	992
愛の手帳所持者数	359	355	382	375	371	376
精神障害者保健福祉手帳所持者数	310	351	340	362	384	407
合 計	1,723	1,715	1,734	1,739	1,752	1,775
対総人口比率 (単位：%)	5.22	5.25	5.33	5.33	5.39	5.49

※平成 30・令和元年度は年度末、令和 2 年度は 10 月末現在実績値、令和 3 年度以降は推計値を示しています。



第3章 第5期障害福祉計画の進捗状況

1 指定障害福祉サービス・指定相談支援と障がい児支援

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量（時間/月）	1,378	1,286	1,488	1,060	1,607	1,046
達成率（%）	93.3		71.2		65.1	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

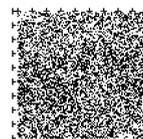
資料：町資料

(2) 日中活動系サービス

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	供給量（人）	58	65	61	63	64	66
	達成率（%）	112.1		103.3		103.1	
自立訓練 （機能訓練）	供給量（人）	1	2	1	0	2	0
	達成率（%）	200.0		0.0		0.0	
自立訓練 （生活訓練）	供給量（人）	5	5	6	3	6	3
	達成率（%）	100.0		50.0		50.0	
就労移行支援	供給量（人）	12	14	12	8	13	12
	達成率（%）	116.7		66.7		92.3	
就労継続支援 （A型）	供給量（人）	2	1	2	2	3	3
	達成率（%）	50.0		100.0		100.0	
就労継続支援 （B型）	供給量（人）	102	109	105	117	108	123
	達成率（%）	106.9		111.4		113.9	
就労定着支援	供給量（人）	11	2	11	3	12	4
	達成率（%）	18.2		27.3		33.3	
療養介護	供給量（人）	3	3	3	3	3	3
	達成率（%）	100.0		100.0		100.0	
短期入所 【福祉型】	供給量（延人日/月）	35	17	36	6	37	14
	達成率（%）	48.6		16.7		37.8	
短期入所 【医療型】	供給量（延人日/月）	5	8	6	5	6	4
	達成率（%）	160.0		83.3		66.7	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料



(3) 居住系サービス

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	供給量(人)	1	0	1	0	2	0
	達成率(%)	0.0		0.0		0.0	
共同生活援助	供給量(人)	34	45	34	51	34	54
	達成率(%)	132.4		150.0		158.8	
施設入所支援	供給量(人)	19	26	19	24	19	24
	達成率(%)	136.8		126.3		126.3	

※平成30年・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(4) 指定相談支援（サービス等利用計画の作成）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	供給量(人)	42	49	43	61	44	78
	達成率(%)	116.7		141.9		177.3	
地域相談支援	供給量(人)	2	2	2	0	2	0
	達成率(%)	100.0		0.0		0.0	
地域移行支援	供給量(人)	1	2	1	0	1	0
	達成率(%)	200.0		0.0		0.0	
地域定着支援	供給量(人)	1	0	1	0	1	0
	達成率(%)	0.0		0.0		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

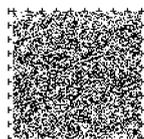
資料：町資料

(5) 障がい児支援（児童福祉法に基づく）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害児通所支援	供給量(人)	47	52	50	56	53	61
	達成率(%)	110.6		112.0		115.1	
児童発達支援	供給量(人)	4	7	5	13	6	13
	達成率(%)	175.0		260.0		216.7	
医療型児童発達支援	供給量(人)	1	0	1	0	1	0
	達成率(%)	0.0		0.0		0.0	
放課後等デイサービス	供給量(人)	40	45	42	43	44	47
	達成率(%)	112.5		102.4		106.8	
保育所等訪問支援	供給量(人)	1	0	1	0	1	1
	達成率(%)	0.0		0.0		100.0	
居宅訪問型児童発達支援	供給量(人)	1	0	1	0	1	0
	達成率(%)	0.0		0.0		0.0	
相談支援	供給量(人)	7	13	8	10	8	14
	達成率(%)	185.7		125.0		175.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料



2 地域生活支援事業

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
達成率(%)	100.0		100.0		100.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(2) 自発的活動支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自発的活動支援事業	無	無	無	無	有	無
達成率(%)	—		—		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(3) 相談支援事業

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	供給量(か所)	3	3	3	3	4	3
	達成率(%)	100.0		100.0		75.0	
基幹相談支援センター設置	供給量	無	無	無	無	有	無
	達成率(%)	—		—		0.0	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
	達成率(%)	—		—		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(4) 成年後見制度利用支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数/年	1	0	1	0	1	0
達成率(%)	0.0		0.0		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	無
達成率(%)	—		—		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(6) 意思疎通支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業/件	7	1	7	0	7	2
達成率(%)	14.3		0.0		28.6	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(7) 日常生活用具給付等事業

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	供給量(人)	6	8	6	0	6	7
	達成率(%)	133.3		0.0		116.7	
自立生活支援用具	供給量(人)	10	8	10	3	10	3
	達成率(%)	80.0		30.0		30.0	
在宅療養等支援用具	供給量(人)	6	2	6	5	6	7
	達成率(%)	33.3		83.3		116.7	
情報・意思疎通支援用具	供給量(人)	6	6	6	7	6	8
	達成率(%)	100.0		116.7		133.3	
排泄管理支援用具	供給量(人)	340	366	350	364	360	396
	達成率(%)	107.6		104.0		110.0	
住宅改修費	供給量(人)	2	1	2	1	2	1
	達成率(%)	50.0		50.0		50.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料



(8) 手話奉仕員養成研修事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
養成講習修了実見込者数	0	0	1	0	1	0
達成率 (%)	—		0.0		0.0	

※平成 30・令和元年度は年度末、令和 2 年度は 9 月末現在

資料：町資料

(9) 移動支援事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人)	94	100	97	103	100	98
達成率 (%)	106.4		106.2		98.0	

※平成 30・令和元年度は年度末、令和 2 年度は 9 月末現在

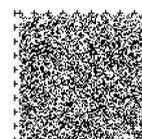
資料：町資料

(10) 地域活動支援センター (Ⅱ型)

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (か所)	3	3	3	3	3	3
達成率 (%)	100.0		100.0		100.0	

※平成 30・令和元年度は年度末、令和 2 年度は 9 月末現在

資料：町資料



任意事業

(1) 知的障害者職親委託制度

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(件)	0	0	0	0	0	0
達成率(%)	—		—		—	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(2) 日中一時支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	11	11	11	13	11	12
達成率(%)	100.0		118.2		109.1	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

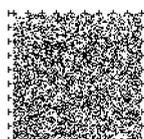
資料：町資料

(3) 社会参加促進事業(自動車運転教習費助成・自動車改造費助成)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
教習費助成	供給量(人)	1	1	1	0	1	1
	達成率(%)	100.0		0.0		100.0	
改造費助成	供給量(件)	2	0	2	0	2	0
	達成率(%)	0.0		0.0		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料



(4) 訪問入浴サービス事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	8	8	9	7	9	8
達成率(%)	100.0		77.8		88.9	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料

(5) 更生訓練費給付事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	1	0	1	0	1	0
達成率(%)	0.0		0.0		0.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

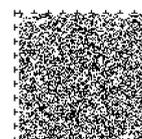
資料：町資料

(6) 障害児等タイムケア事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人)	24	17	25	16	25	15
達成率(%)	70.8		64.0		60.0	

※平成30・令和元年度は年度末、令和2年度は9月末現在

資料：町資料



3 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	19 人	(平成 29 年 3 月 31 日の数)
【目標値】地域生活移行者数	1 人 (5.3%)	(A) のうち、令和 2 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
【参考実績値】地域生活移行者数	0 人 (0.0%)	(A) のうち、令和元年度末までに地域生活へ移行した人の人数
令和元年度末の入所者数 (B)	24 人	(令和 2 年 3 月 31 日の数)
【目標値】入所者削減数	0 人 (0.0%)	令和 2 年度末までの施設入所者削減数
【参考実績値】入所者削減数	0 人 (0.0%)	令和元年度末の施設入所者削減数 (A) - (B)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
【目標値】地域生活基盤整備量 (利用者数)	9 人	精神病院に 1 年以上入院している患者のうち、地域の精神保健医療福祉体制の整備により、地域生活へ移行できる人数
	65 歳以上 5 人	
	65 歳未満 4 人	
【参考実績値】地域生活基盤整備量 (利用者数)	8 人	精神病院に 1 年以上入院している患者のうち、地域の精神保健医療福祉体制の整備により、地域生活へ移行した人数
	65 歳以上 5 人	
	65 歳未満 3 人	



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	考え方
【目標値】拠点数	1か所	令和2年度末までに各市町村又は各圏域において整備される予定の拠点の数
【参考実績値】拠点数	0か所	令和元年度末までに各市町村又は各圏域において整備された拠点の数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労移行者数

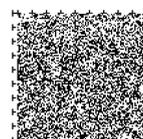
項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	8人	平成28年度において一般就労した人の数
【目標値】 令和2年度の年間一般就労移行者数	12人	令和2年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する予定の人数
【参考実績値】 令和元年度の年間一般就労移行者数	3人	令和元年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した人数

②就労移行支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【目標値】 就労移行支援事業の令和2年度末利用者数	13人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用していた人数11人より18.2%増加
【参考実績値】 就労移行支援事業の令和元年度末利用者数	8人	令和元年度において就労移行支援事業を利用していた人数

③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【目標値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%	令和2年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
【参考実績値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	0%	令和元年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合



④就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率	50%	就労定着支援事業による支援開始時点から 1 年後の職場定着率
【参考実績値】 令和元年度の就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率	0%	就労定着支援事業による支援開始時点から 1 年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センター数

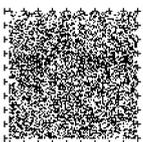
項目	数値	考え方
【目標値】児童発達支援センター数	1 か所	令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の児童発達支援センターの数
【参考実績値】児童発達支援センター数	0 か所	令和元年度末までに各市町村又は各圏域において設置された児童発達支援センターの数

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	令和 2 年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【参考実績値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施済	令和元年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

項目	数値	考え方
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数
【参考実績値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0 か所	令和元年度末までに各市町村又は各圏域において設置された重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数

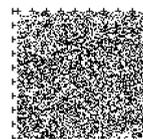


④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

項目	数値	考え方
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	1 か所	令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に おいて設置される予定の重症心身障がい児 を支援する放課後等デイサービス事業所の数
【参考実績値】 主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	0 か所	令和元年度末までに各市町村又は各圏域に おいて設置された重症心身障がい児を支援 する放課後等デイサービス事業所の数

⑤医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置

項目	数値	考え方
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関 協議の場の設置	設置	令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に おいて医療的ケア児支援のための関係機関 の協議の場を設置
【参考実績値】 医療的ケア児支援のための関係機関 協議の場の設置	未設置	令和元年度末までに各市町村又は各圏域に おいて医療的ケア児支援のための関係機関 の協議の場を設置



第4章 アンケート調査結果の概要

1 調査概要

(1) 調査の目的

瑞穂町における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者の現状を把握し、『瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』策定のための基礎資料を得ることを目的として、実施しました。

(2) 調査対象

- ・身体障害者手帳所持者…1,012人
- ・愛の手帳（療育手帳）所持者…314人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者…342人
- ・指定難病の認定者…209人
- ・障害児通所支援利用者（手帳未所持）…14人

※重複障がいの方は、その障害の等級の重さにかかわらず、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の順に順位立てた人数です。＜例＞身体障害者手帳4級と愛の手帳2度を重複して所持している人は、身体障害者手帳所持者としてカウントしています。

(3) 調査期間

令和2年8月18日～令和2年9月18日

(4) 調査方法

郵送配付・郵送回収

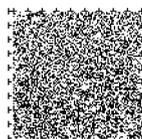
(5) 回収状況

- ・配付数・・・・・・・・1,891通
- ・有効回収数・・・・・・・・1,013票
- ・有効回収率・・・・・・・・53.6%

(6) 注意事項

○本報告書は、それぞれの所持手帳別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・愛の手帳（療育手帳・知的障害）所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者及び指定難病患者等を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者等がそれぞれに数えられ、集計されています。

○選択肢の語句が長い場合、本文や表などでは省略した表現を用いています。



- 表・グラフ中、整数は回答者数（単位：人）を、小数第1位までの数値は百分率（単位：%）を、それぞれ表しています。
- 調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数（n）として、小数第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- 障がいの範囲の拡大に伴い、今回アンケートから表記を細分化しました。身体障がい者は身体障害者手帳、知的障がい者は愛の手帳（療育手帳）、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳、難病患者は難病（指定難病）認定と改め、さらに発達障害、高次脳機能障害、自立支援医療制度（精神通院）を追加しました。

＊「標本誤差」について：

調査結果の比率から母集団（身体障害者手帳、愛の手帳〔療育手帳〕、精神障害者保健福祉手帳所持者）の傾向を推測する際には、統計上の誤差（標本誤差）を考慮に入れる必要があります。本調査における各回答比率での標本誤差は、下記の早見表のとおりとなります。例えば母集団（1,891人）を100%とする比率で、回答者数（1,013票）の場合、ある質問の回答が50%のとき、この質問に対する回答は、48.1%～51.9%の間にあると考えてよいとされています。

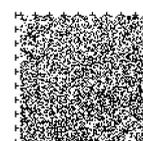
各回答比率における標本誤差早見表

回答比率 (P)	10%又は 90%	20%又は 80%	30%又は 70%	40%又は 60%	50%
基数(n)					
1,013人	±1.1%	±1.5%	±1.8%	±1.9%	±1.9%
身体障害者手帳	±1.9%	±2.5%	±2.9%	±3.1%	±3.2%
愛の手帳〔療育手帳〕	±3.8%	±5.0%	±5.7%	±6.1%	±6.3%
精神障害者保健福祉手帳	±4.1%	±5.5%	±6.3%	±6.8%	±6.9%
難病患者	±5.2%	±7.0%	±8.0%	±8.5%	±8.7%

・標本誤差の算出式(ただし信頼度を95%とします)

$$b = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

(b=標本誤差、N=母集団サイズ、n=比率算出の基数[サンプルサイズ]、P=回答比率)



2 アンケート結果の要約

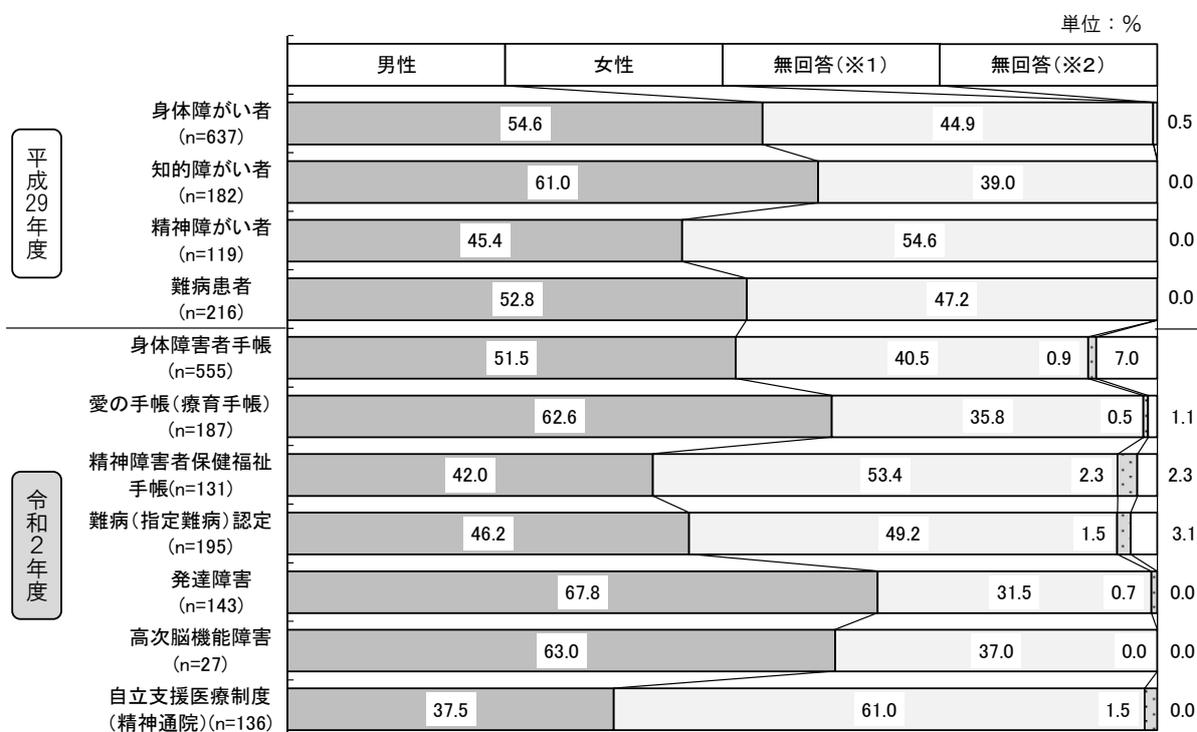
調査結果からみた主な課題

1 アンケート対象者について

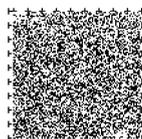
【性別】

○身体障がい者、知的障がい者は「男性」が「女性」を上回っていますが、精神障がい者は「女性」が「男性」を上回っています。また、発達障害、高次脳機能障害は「男性」が「女性」を上回りますが、難病認定、自立支援医療制度では「女性」が「男性」を上回っています。

○平成 29 年度と比べると、男性が増えたのは知的障がい者、女性が増えたのは難病患者です。



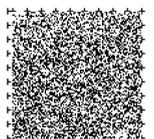
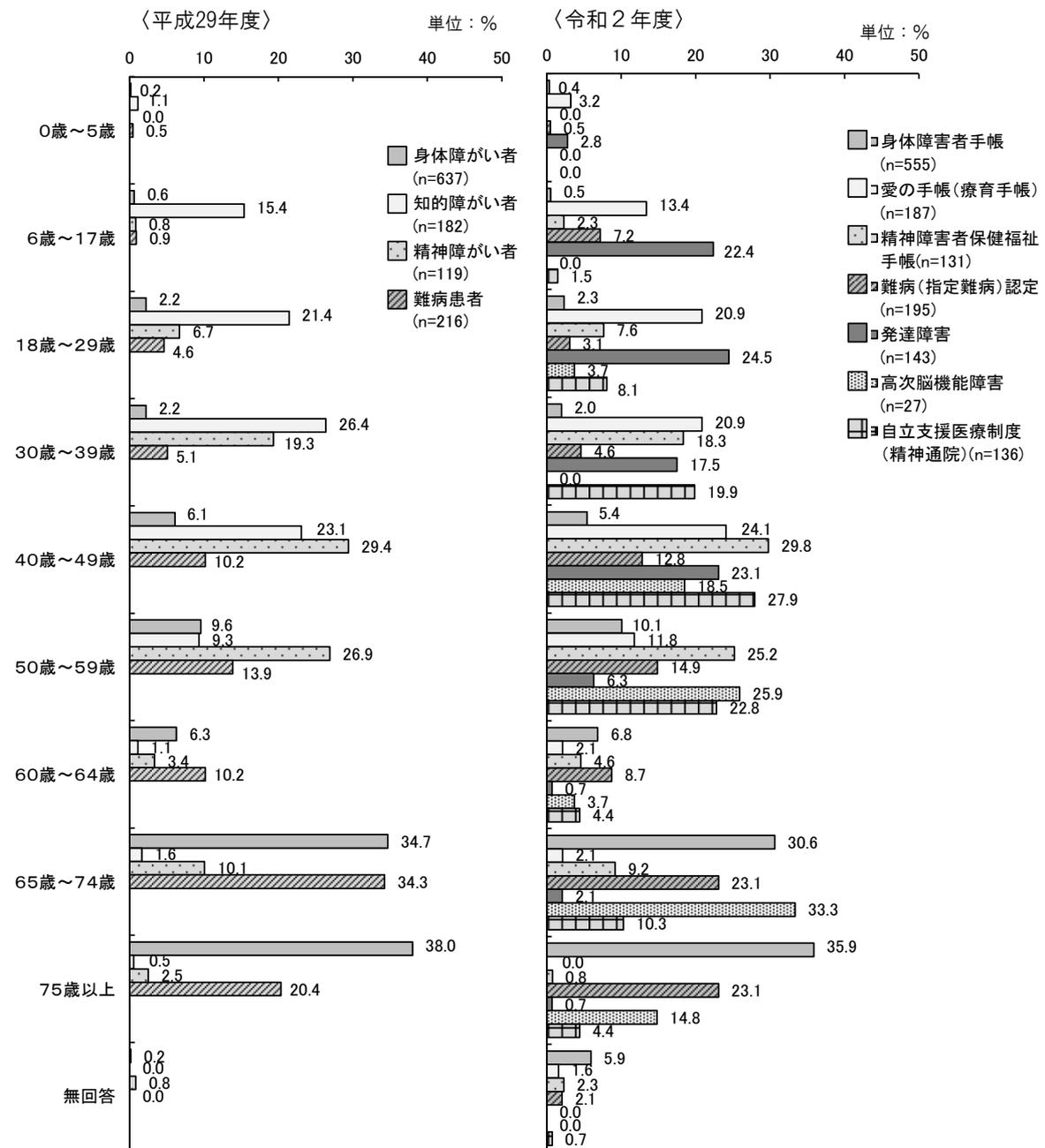
※1の無回答は、令和2年度調査の選択肢としての無回答、※2は回答がなかった場合の無回答



【年齢】

○割合が最も高いのは、身体障がい者が75歳以上、知的及び精神障がい者は40歳代となっています。また、難病認定は65歳～74歳及び75歳以上、発達障害は18歳～29歳、高次脳機能障害は65歳～74歳、自立支援医療制度は40歳代となっています。

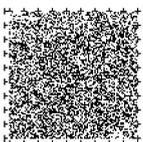
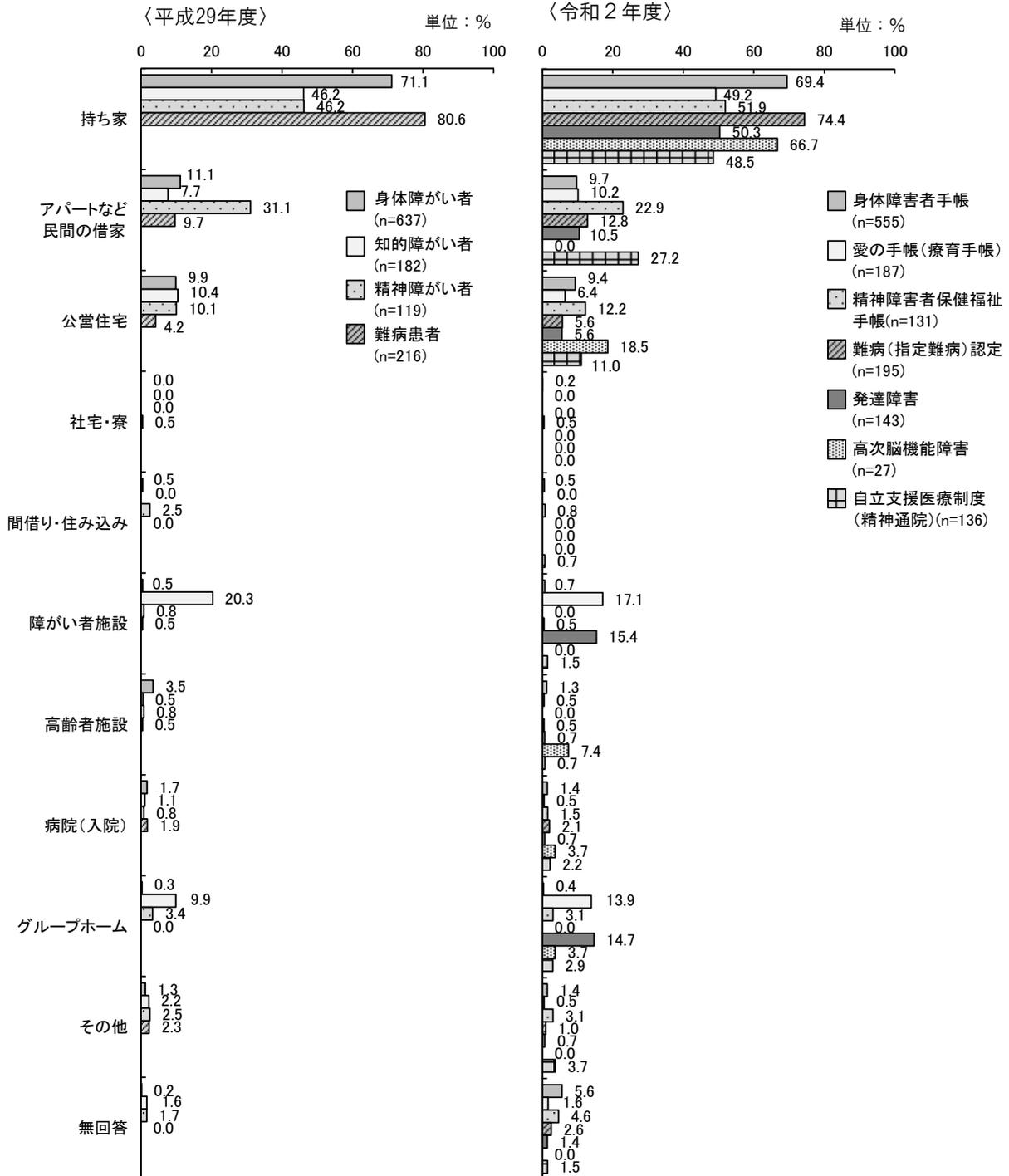
○平成29年度と比べると、割合が減少しているのは身体障がい者では60歳～74歳及び75歳以上、精神障がい者は30歳代をあげることができます。



【住まい】

○住まいでは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも「持ち家」が最も多くなっています。

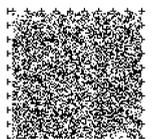
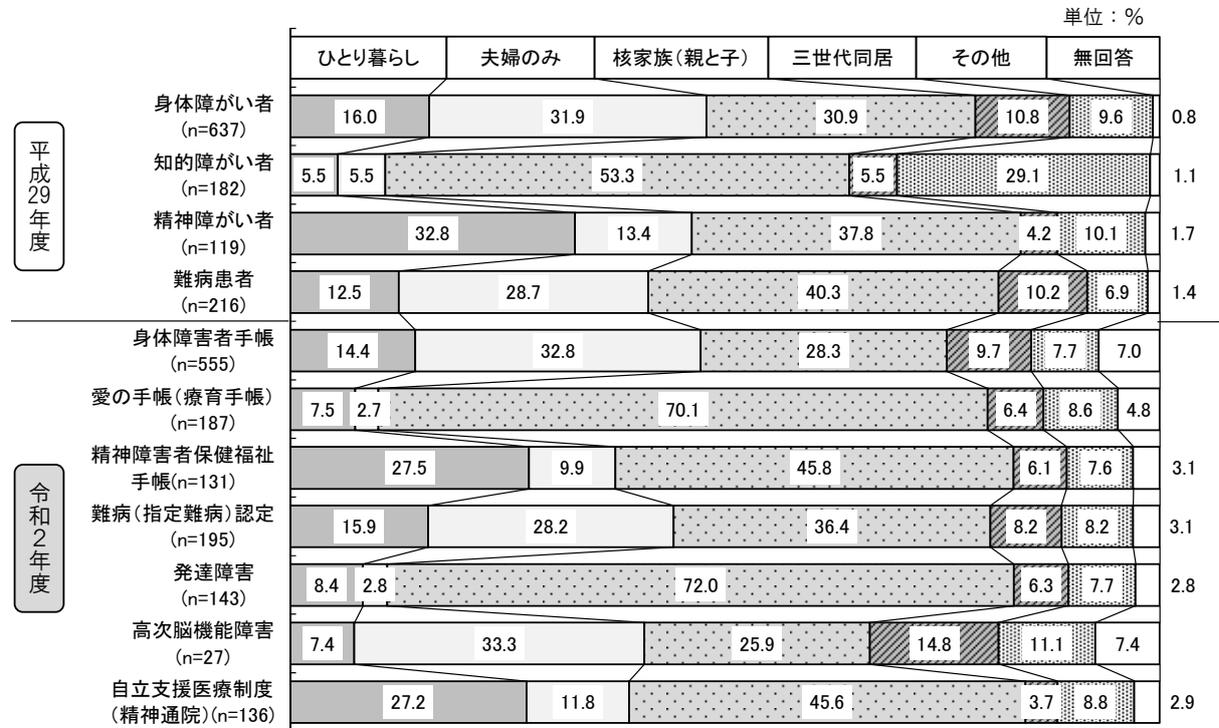
○平成29年度と比べ、知的障がい者及び精神障がい者では「持ち家」の割合が増え、「アパートなど民間の借家」では精神障がい者、「公営住宅」では知的障がい者の割合が減っています。



【家族構成】

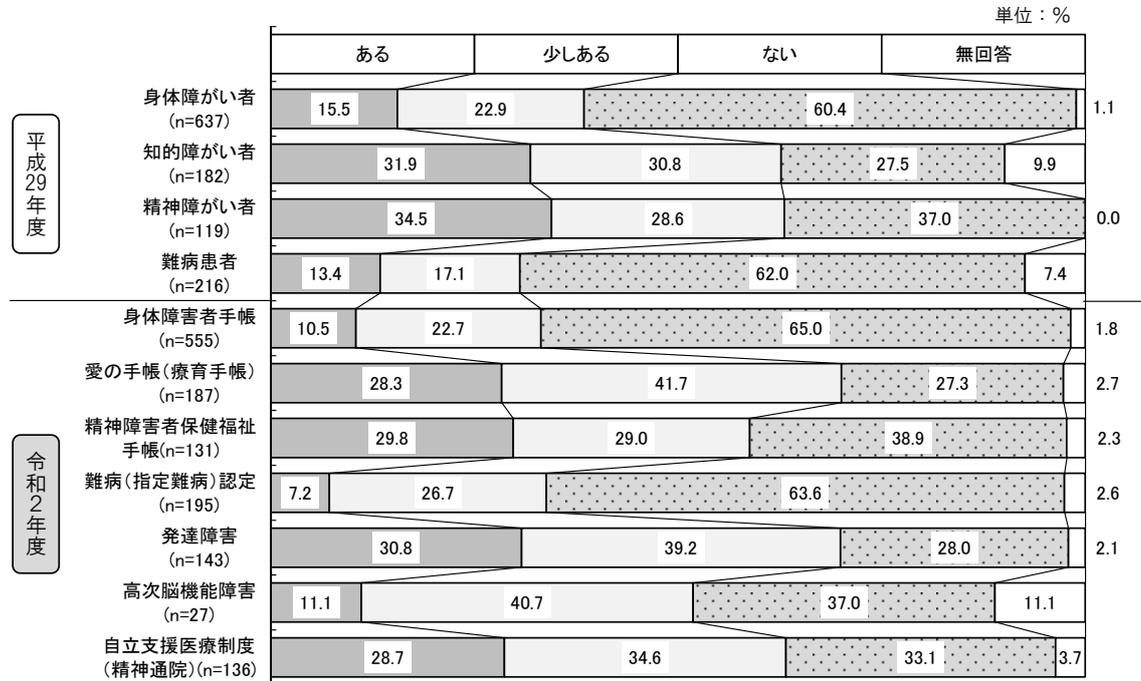
○家族構成は、知的障がい者及び発達障害では核家族が7割と高い割合となっています。

○平成29年度と比べると、知的障がい者の核家族の割合が増えています。



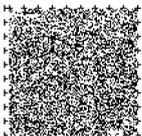
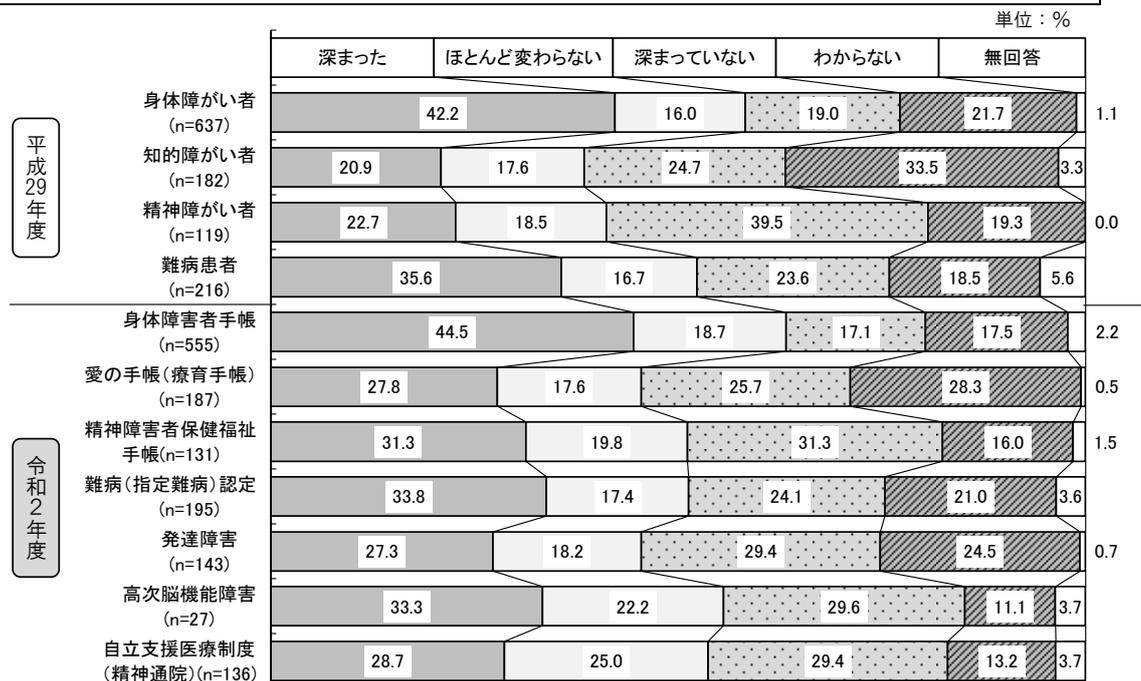
【差別の経験】

○差別の経験の有無では、平成 29 年と比べると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、いずれも「ある」の割合が減っています。



【世間の障害への理解】

○世間の障害への理解は、平成 29 年度と比べると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも「深まった」との割合が増えています。特に精神障がい者では 8.6 ポイント上回っています。一方、難病認定では「深まった」割合が、やや減っています。

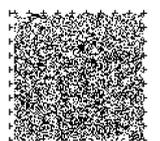
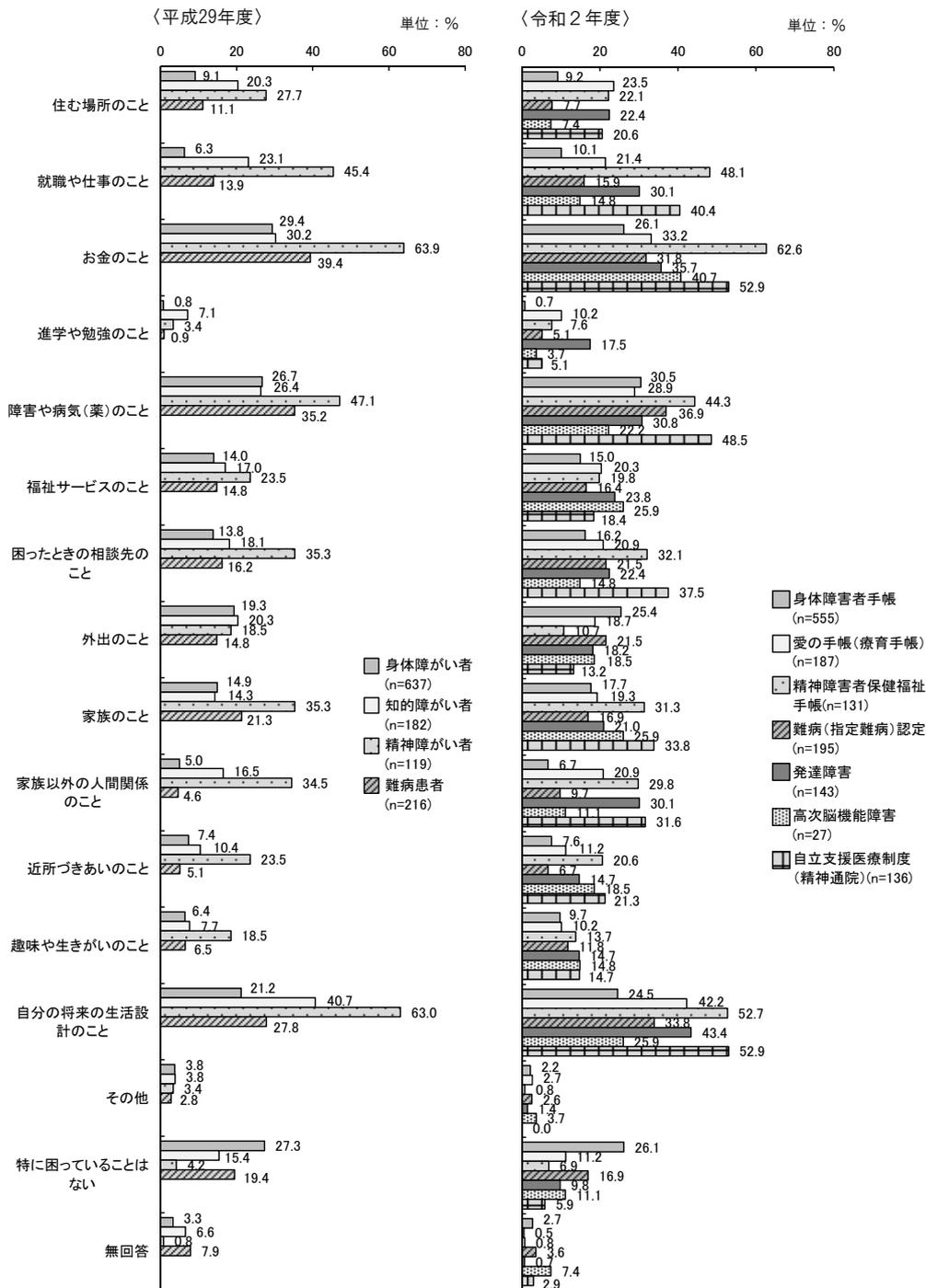


3 障がい者の生活支援について

【困りごと、不安に思っていること】

○現在の困りごとや不安は、身体障がい者及び難病認定では「障害や病気（薬）のこと」の割合が最も高く、知的障がい者、精神障がい者、発達障害、高次脳機能障害、自立支援医療制度いずれも「お金のこと」の割合が最も高くなっています。

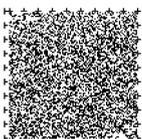
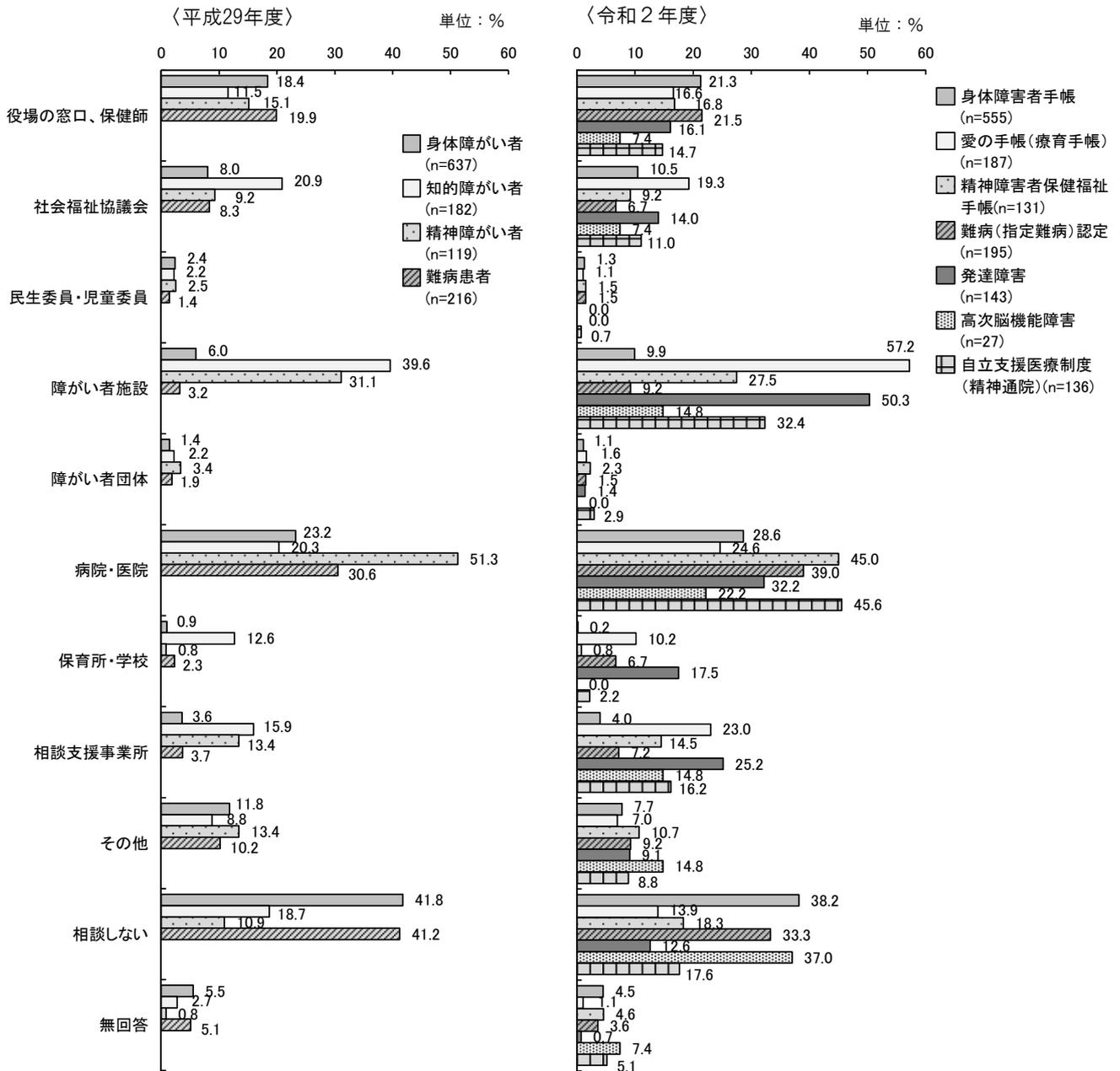
○平成 29 年度との比較では、難病認定は平成 29 年度では「お金のこと」が最も高い割合でしたが、「障害や病気（薬）のこと」が最も高くなっています。また、「自分の将来の設計のこと」については、精神障がい者を除き、身体障がい者、知的障がい者、難病認定いずれも平成 29 年度を上回っています。



【家族以外の相談先】

○家族以外の相談先は、身体障がい者では「相談しない」が最も高い割合ですが、次いで「病院・医院」があげられています。「病院・医院」は精神障がい者、難病認定でも多くあげられています。知的障がい者は「障がい者施設」が最も高い割合となっています。

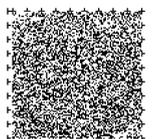
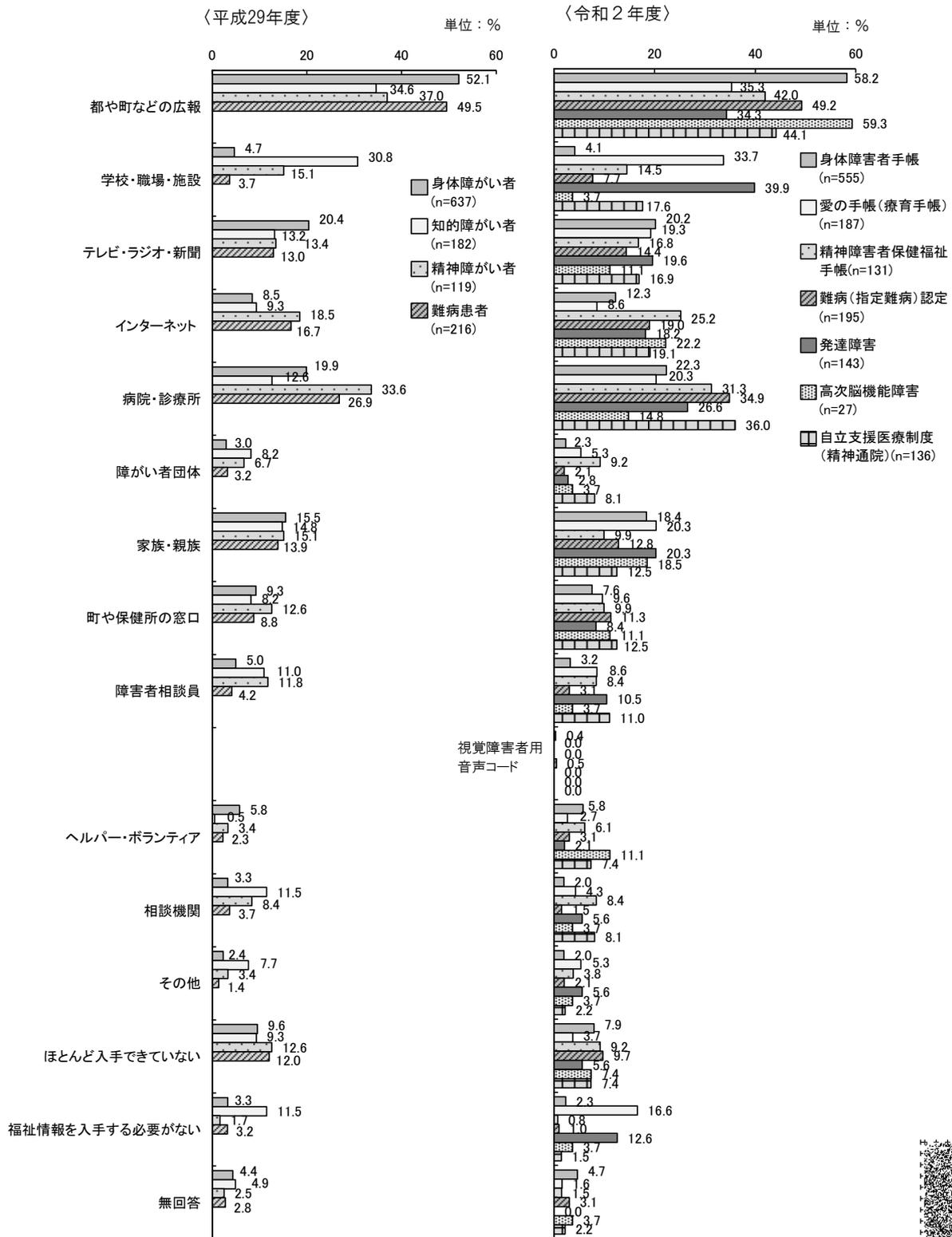
○平成29年度との比較では、精神障がい者の「障がい者施設」や難病認定の「病院・医院」の割合が高くなっています。



【福祉関連情報の入手先】

○福祉関連情報の入手先は、発達障害を除き、いずれも「都や町などの広報」が最も高い割合となっています。ちなみに発達障害では「学校・職場・施設」が最も高い割合となっています。

○平成29年度と比べ、「都や町などの広報」は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれもその割合を高めています。また、インターネットは精神障がい者が最も高く、また知的障がい者を除き、その割合はいずれも高くなっています。

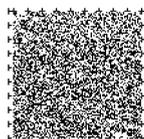
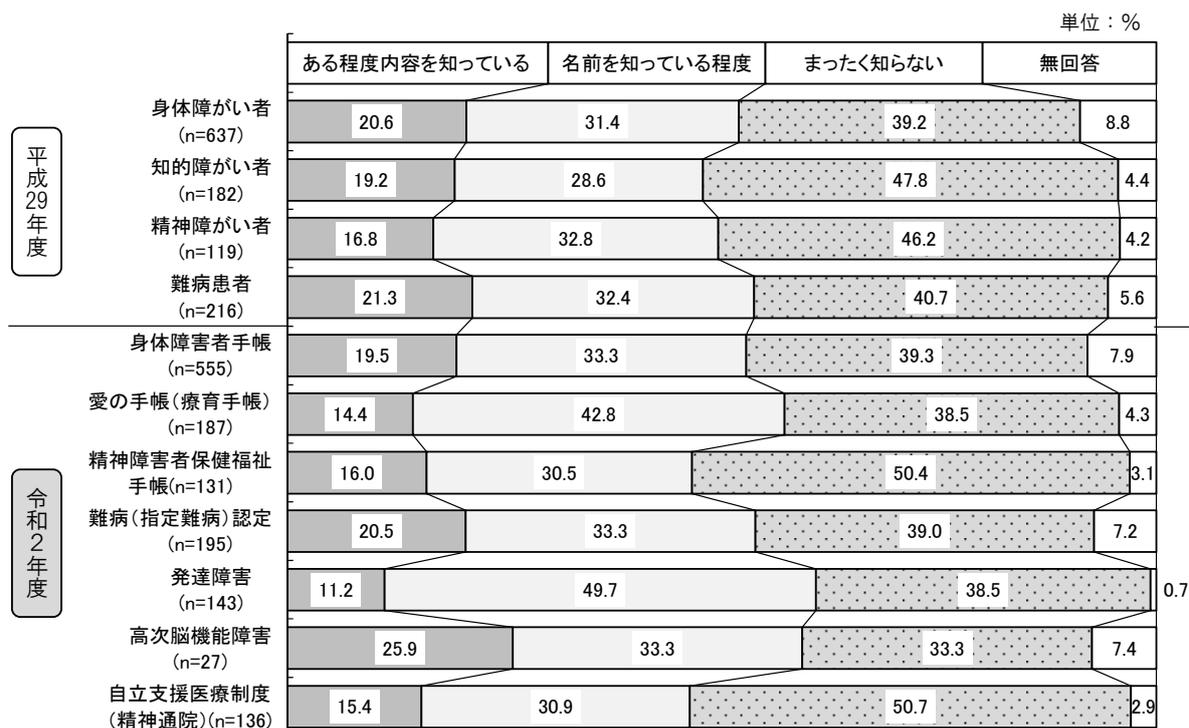


【制度・事業の認知状況】

〈成年後見制度〉

○成年後見制度について、「ある程度内容を知っている」の割合は、高次脳機能障害が最も高く、発達障害が最も低くなっています。「まったく知らない」は精神障がい者及び自立支援医療制度で5割を超えます。

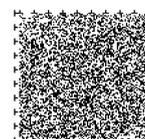
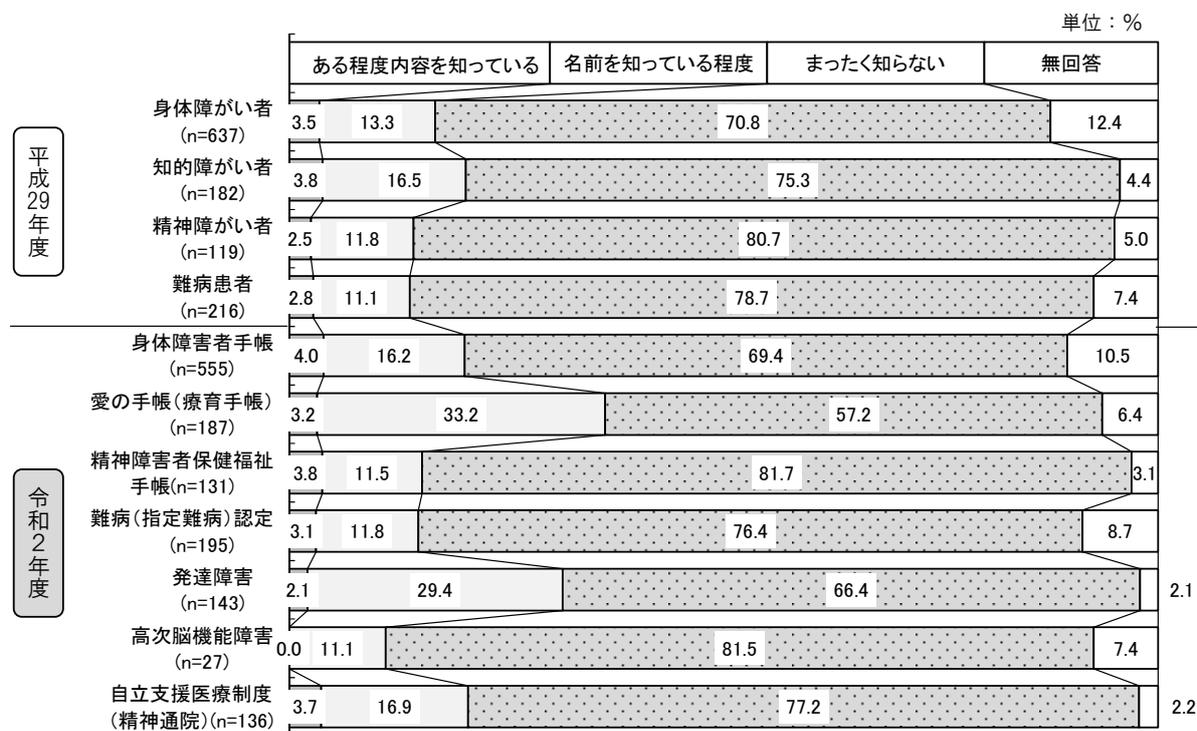
○平成29年度との比較では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも「ある程度内容を知っている」の割合が減っています。「まったく知らない」は、知的障がい者の割合は減っていますが、精神障がい者では増えています。



〈地域福祉権利擁護事業〉

○地域福祉権利擁護事業について「名前を知っている程度」は知的障がい者、発達障害が3割内外と高い割合となっていますが、精神障がい者では8割が「まったく知らない」としています。

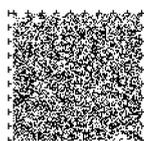
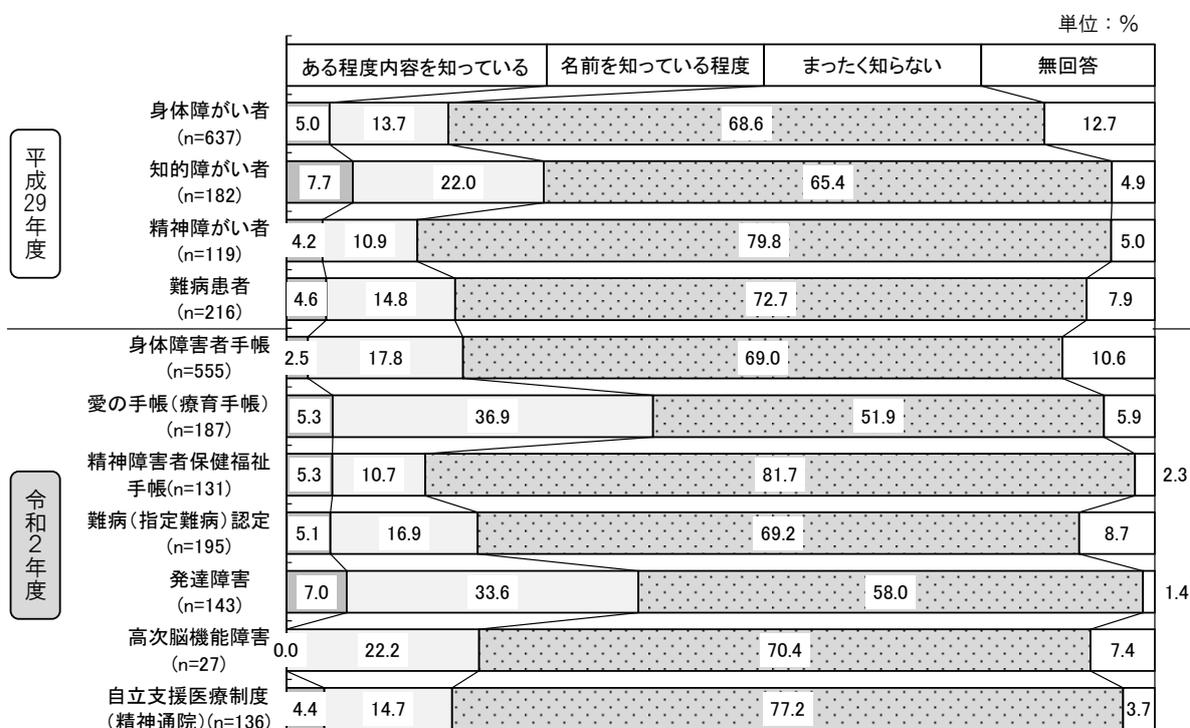
○平成 29 年度と比較すると、知的障がい者の「名前を知っている程度」の割合がやや増えています。



〈苦情解決制度〉

○苦情解決制度は、「名前を知っている程度」は、知的障がい者及び発達障害のみその割合が3割を超えています。

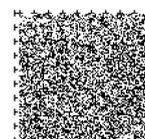
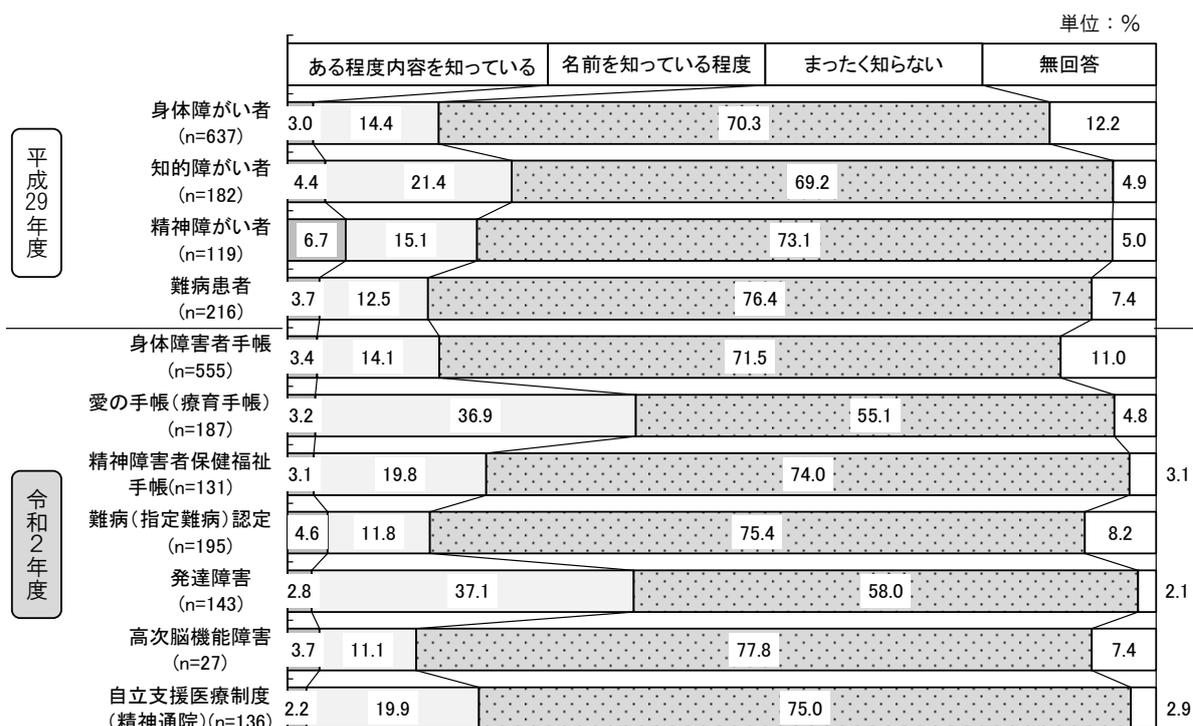
○平成29年度と比較すると、知的障がい者の「名前を知っている程度」の割合がやや増えています。



〈障害者差別解消法〉

○障害者差別解消法について「ある程度内容を知っている」は難病認定の4.6%が最も高い割合ですが、「まったく知らない」も75.4%と、高次脳機能障害に次いで高い割合となっています。「名前を知っている程度」は、知的障がい者及び発達障害で3割を超える割合となっています。

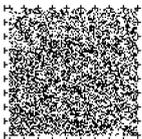
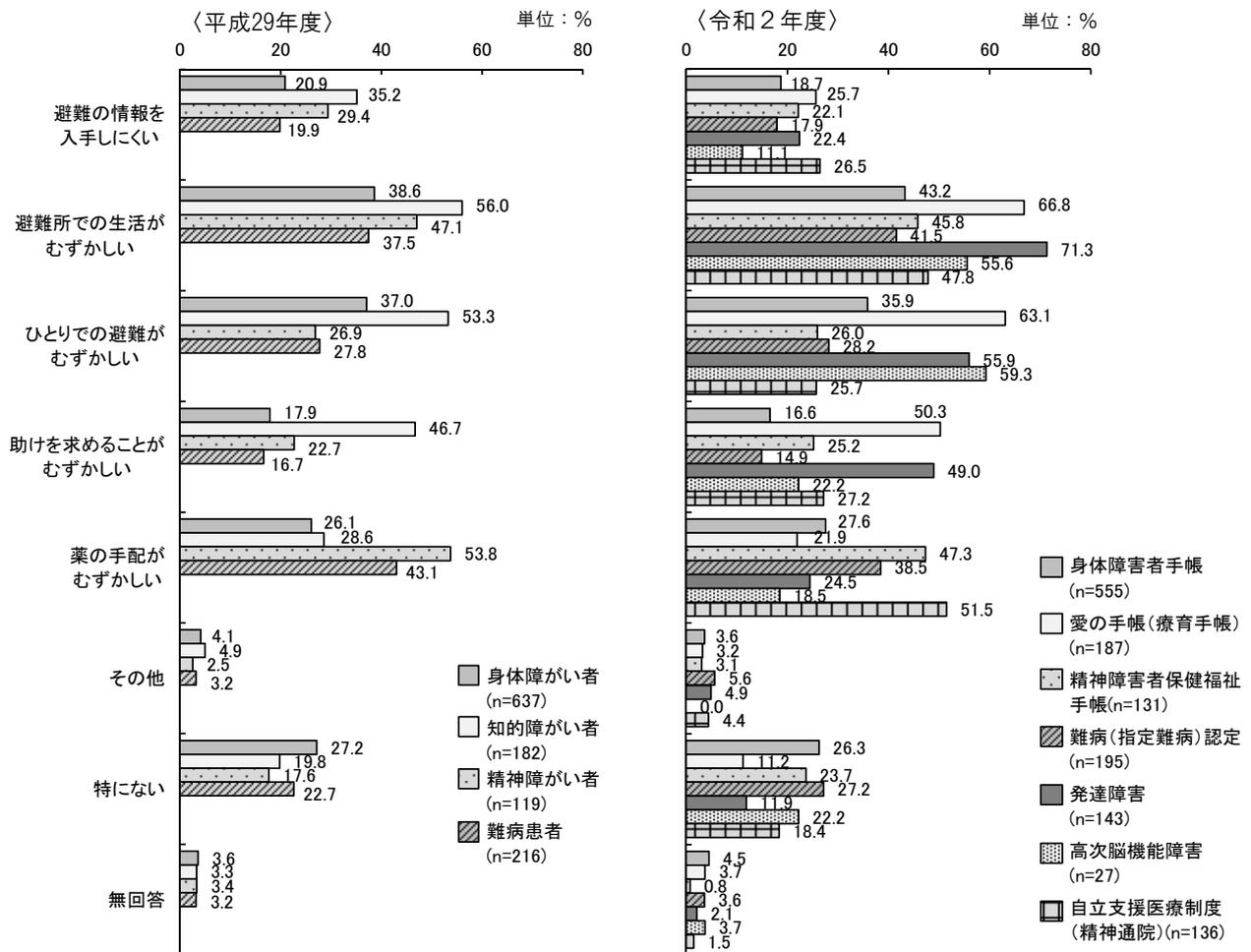
○平成29年度と比べ、知的障がい者の「名前を知っている程度」の割合が増えています。



【災害時に心配なこと】

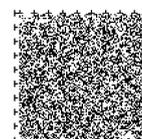
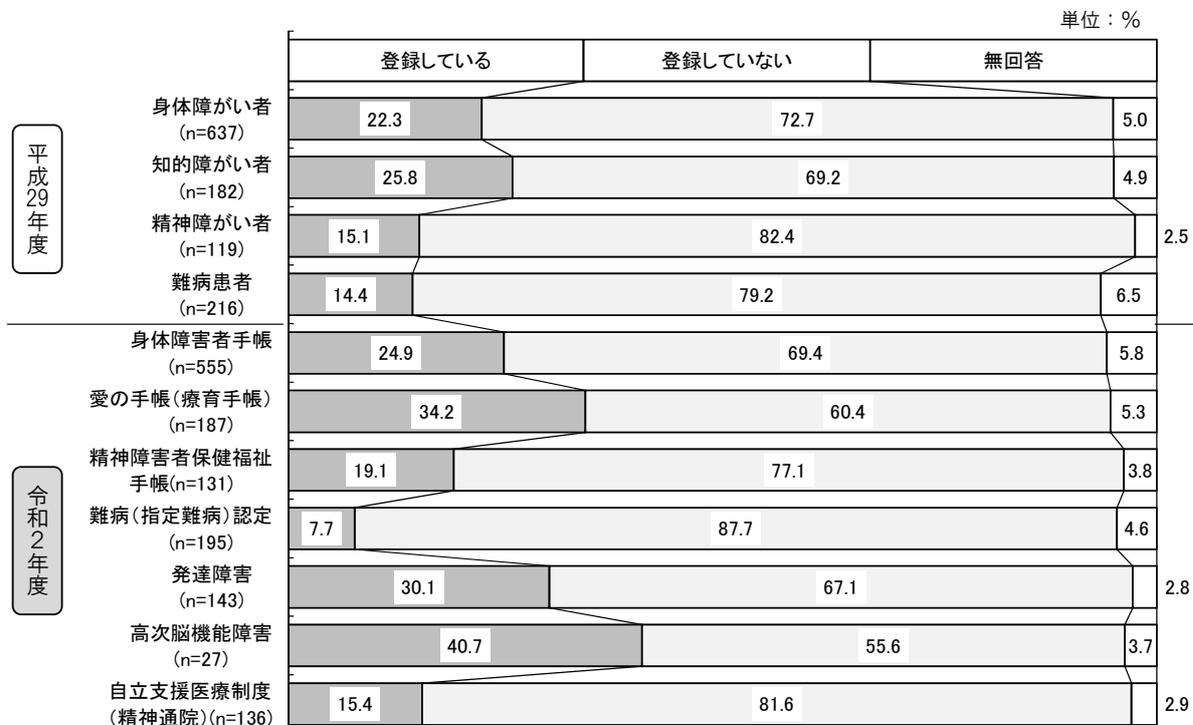
○災害時に心配なことは、「避難所での生活がむずかしい」「ひとりでの避難がむずかしい」「薬の手配がむずかしい」の順となっています。

○平成29年度と比較すると、「避難の情報を入手しにくい」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病認定いずれもその割合は減っていますが、「避難所での生活がむずかしい」は、精神障がい者を除いては、その割合が高くなっています。また、知的障がい者では「ひとりでの避難が難しい」が10ポイント近く高くなっています。



【災害時の支援登録制度】

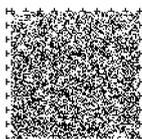
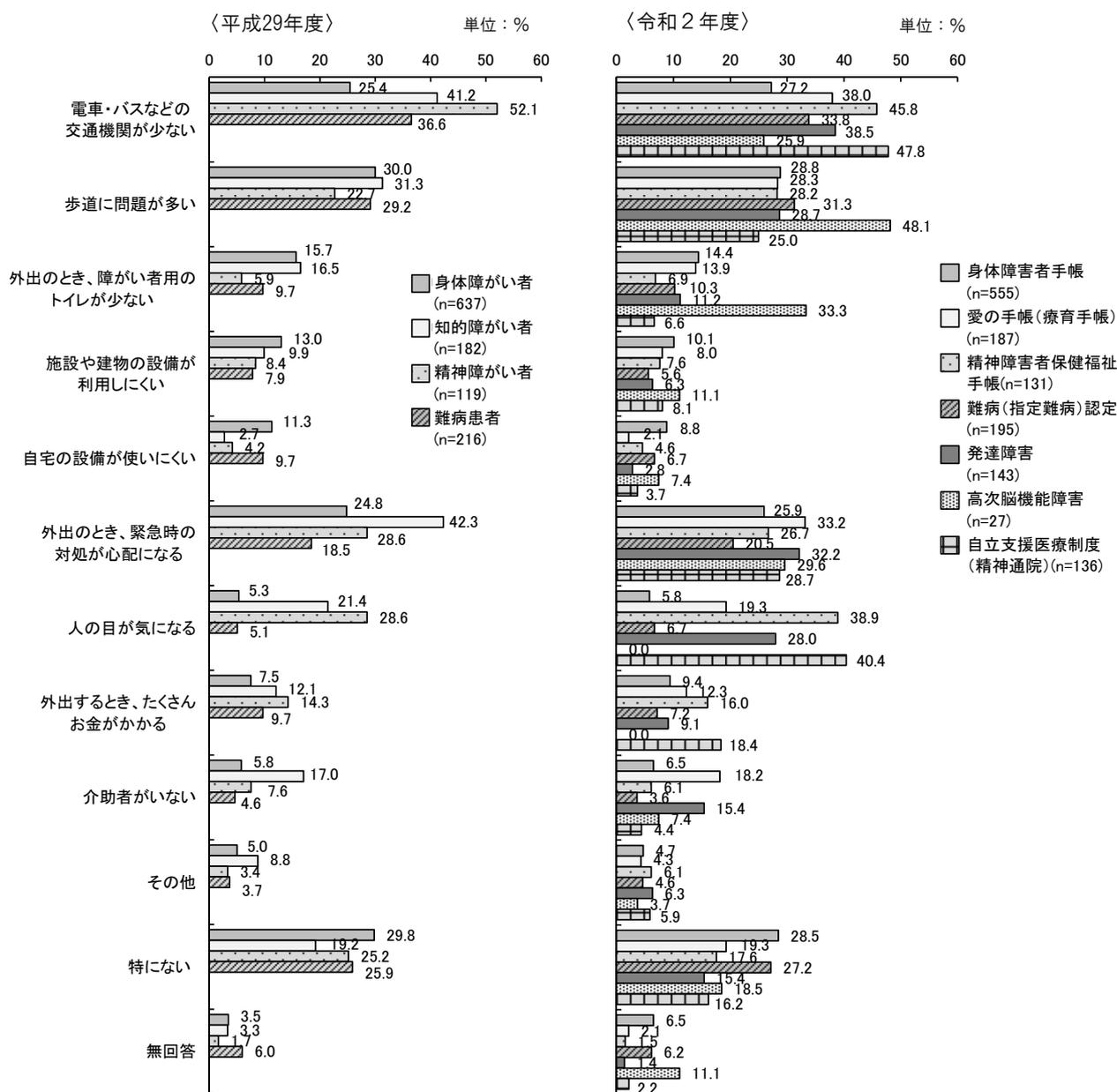
○災害時の支援の登録有無は、平成 29 年度と比べると、「登録している」割合は、難病認定を除き、増えています。なかでも知的障がい者は 10 ポイント近く増えています。



【日常生活での困りごと】

○日常生活での困りごとは、「電車・バスなどの交通機関が少ない」が知的障がい者、精神障がい者、難病認定、発達障害、自立支援医療制度で最も高い割合となっています。身体障がい者や高次脳機能障害では、「歩道に問題が多い」が上回ります。

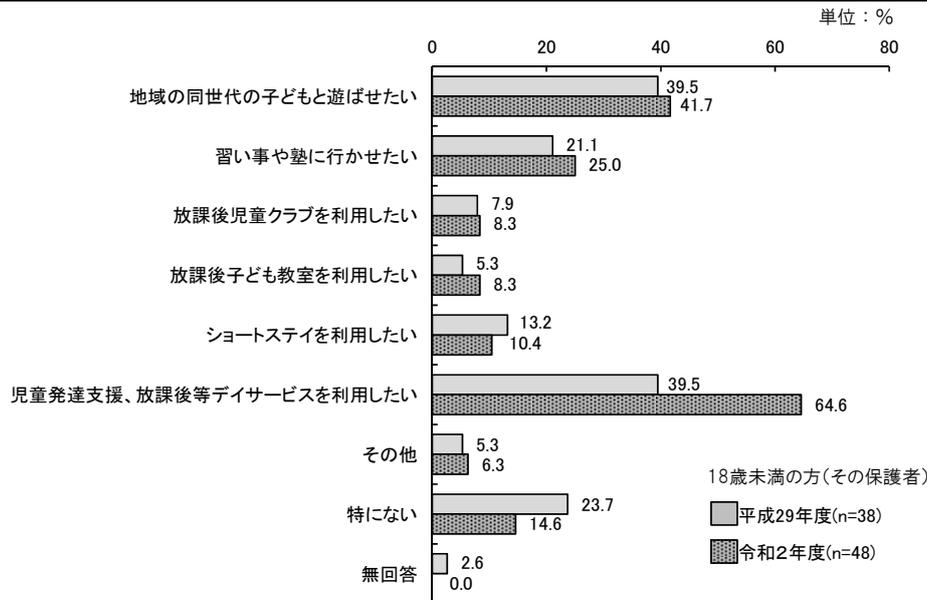
○平成29年度と比較すると、精神障がい者で「人の目が気になる」が約10ポイント上回っています。



【放課後や長期休業中の希望する過ごしさせ方】

○放課後や長期休業中などで幼稚園や保育所、学校等にいる以外の時間の希望する過ごしさせ方は、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が64.6%と高く、次いで「地域の同世代の子供と遊ばせたい」41.7%、「習い事や塾に行かせたい」25.0%となっています。

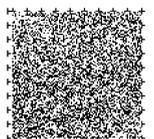
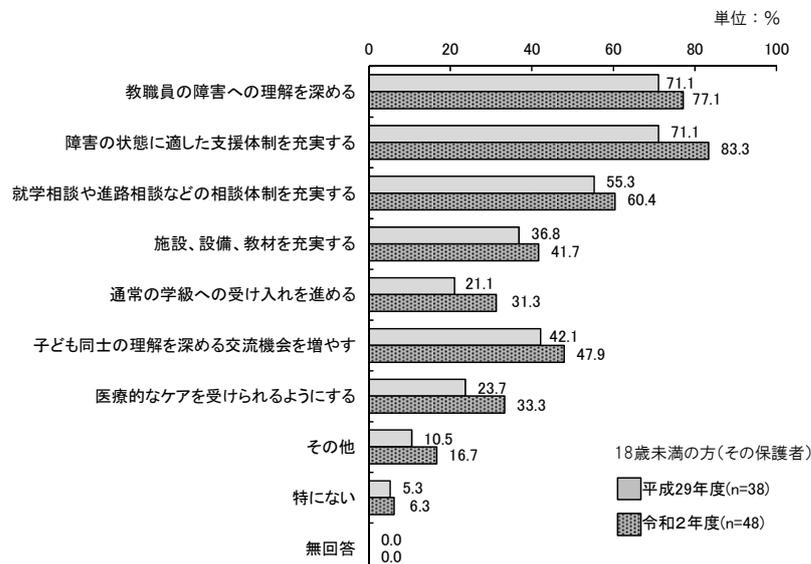
○平成29年度と比較すると、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が大きく増えています。



【障がい児の教育について保育所や学校に望むこと】

○障がい児の教育環境について保育所や学校に望むことは、「障害の状態に適した支援体制を充実する」が83.3%、次いで「教職員の障害への理解を深める」77.1%、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実する」60.4%となっています。

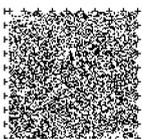
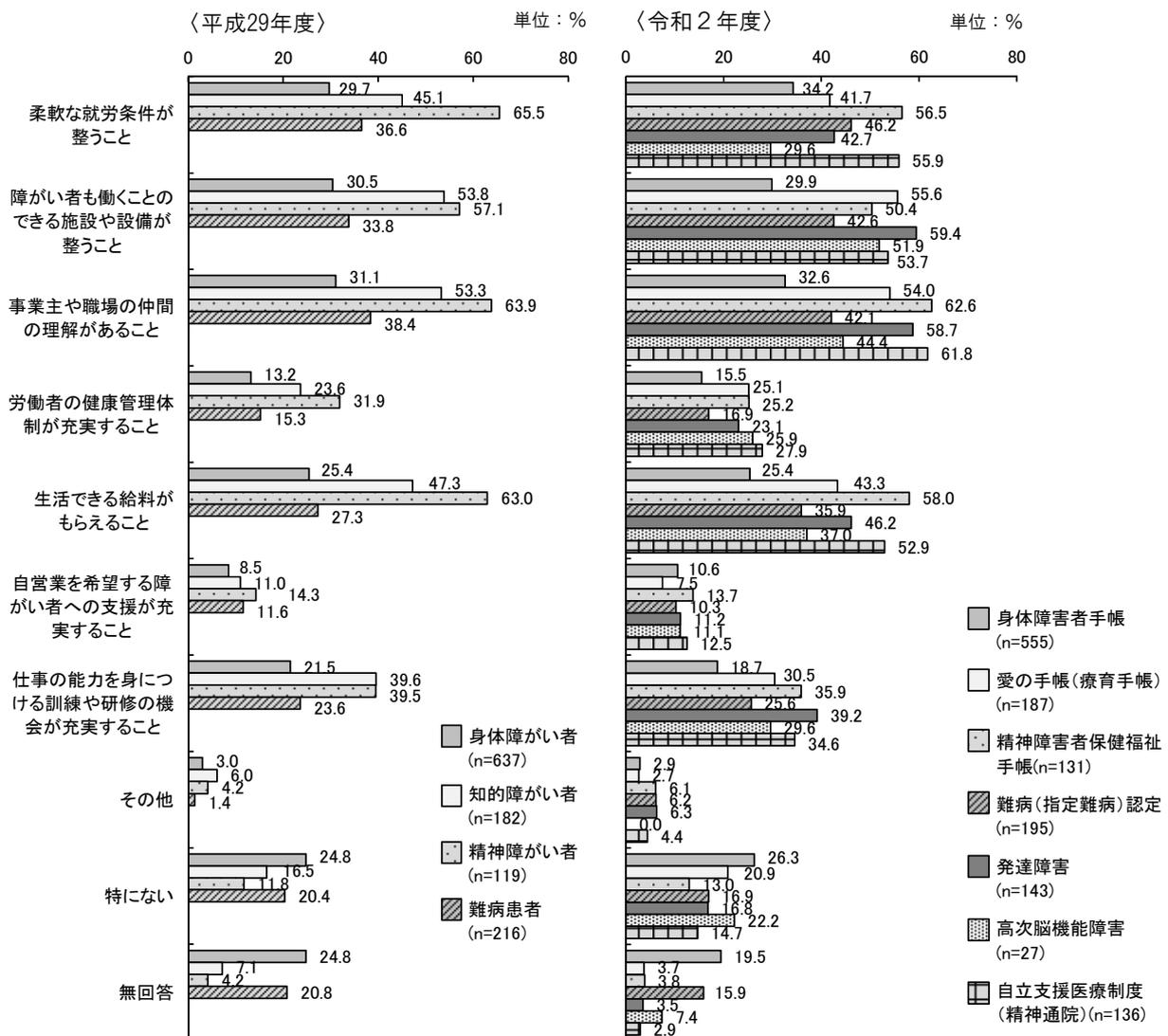
○平成29年度との比較では、「障害の状態に適した支援体制を充実する」をはじめ、すべての選択肢で、その割合を高めています。



【働きやすい環境のために望むこと】

○働きやすい環境のために望むことは、「柔軟な就労条件が整うこと」「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」「事業主や職場の仲間の理解があること」「生活できる給料がもらえること」が高い割合となっています。「柔軟な就労条件が整うこと」は、身体障がい者、難病認定で、「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」は知的障がい者、発達障害及び高次脳機能障害で、「事業主や職場の仲間の理解があること」は精神障がい者や自立支援医療制度で、それぞれ最も高い割合となっています。

○平成29年度と比較すると、身体障がい者の1位は「事業主や職場の仲間の理解があること」から「柔軟な就労条件が整うこと」へ、精神障がい者の1位は「柔軟な就労条件が整うこと」から「事業主や職場の仲間の理解があること」となっています。



3 アンケート結果からみた課題

以下に、アンケート結果からみた課題を整理します。

(1) 障害に対する理解について

差別の経験は、「ある」との回答が減り、改善が見られますが、「少しある」との回答は増えており、さらなる啓発が求められます。また、世の中の障害に対する理解は、「かなり深まった」「少し深まった」の合計割合は難病認定を除いては高まっています。難病認定への理解を促進する必要があります。

(2) 障がい者の生活支援について

「お金のこと」「障害や病気（薬）のこと」「自分の将来の生活設計のこと」が高く、安定的な経済基盤、健康のこと、将来の見通しについての支援が求められます。

(3) 障がい者の暮らす環境について

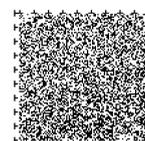
台風や地震の際に心配なこととして、「避難所での生活がむずかしい」をすべての障がいの方が高い割合であげています。日常生活では「歩道に問題が多い」「電車・バスなどの交通機関が少ない」の順ですが、平成 29 年度と比べ、概して割合の低下が見られ、精神障がい者で「歩道に問題が多い」「人の目が気になる」が割合を高めているなど、障害に応じたニーズに配慮していく必要があります。

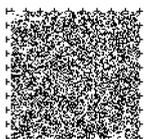
(4) 障がい児の教育・生活について

障がい児の放課後や長期休業中の希望する過ごしませ方は、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が 64.6%と平成 29 年度調査を大きく上回り、高いニーズとなっています。保育所や学校に望むこととして、「障害の状態に適した支援体制を充実する」「教職員の障害への理解を深める」があげられています。

(5) 障がい者の雇用について

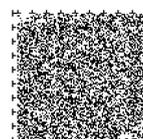
「柔軟な就労条件が整うこと」「事業主や職場の仲間の理解があること」が上位にあげられ、身体障がい者では「柔軟な就労条件が整うこと」、知的障がい者では「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」「事業主や職場の仲間の理解があること」、精神障がい者では「事業主や職場の仲間の理解があること」、難病患者では「柔軟な就労条件が整うこと」が、平成 29 年度を上回っています。

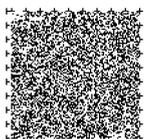






第3編 計画の基本的な考え方





第1章 基本理念

1 計画の概要

平成27年度に策定された『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』（平成28～32年度）では、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ」を基本理念に掲げ、地域に暮らす全ての人々が主役となり、交流を図りながら、お互いの違いを認めることで、優しさが生まれ、その優しさがさまざまな人を包み込む福祉社会をめざしてきました。

本計画においても、すべての住民が地域社会の構成員として共に支えあい包みあう（ソーシャル・インクルージョン）という考え方を共有し、「障がいのある人もない人も共に暮らしていける地域共生のまち」づくりをめざします。

なお、「第4次地域保健福祉計画」の基本理念は「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」となっています。

2 基本的な考え方

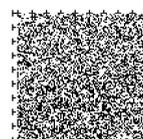
- ◆協働と参画のまちづくり
- ◆健康で安心して生活できる福祉のまちづくり
- ◆選択できる福祉サービス基盤の整備
- ◆保健福祉情報の一元化の推進
- ◆自立生活の基盤づくりへの支援
- ◆新しいつながりの構築
- ◆福祉文化の創造

3 基本理念

つながり、ささえあい、安心して

健康に暮らせるまち みずほ

～すべての人がつながる福祉社会をめざして～



第2章 基本目標

基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人
が共につながり、ささえあうことが重要です。

そのために、障がいのある人とない人が交流できる機会や場の提供、福祉に関す
る知識や情報が手に入るようにすること、障がいのある人の社会参加の促進等を通
じて、共生社会の実現をめざします。

基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

障がいのある人が、必要とする支援を受けることができ、自ら居住する場所や意
向を選択することができる環境が必要です。

障がいの特性や状況に応じたサービスの量及び質の確保を図ると共に、障がい者
団体、関係機関、行政等の連携・協働を促進し、適切な支援を行うための人材の確
保や体制づくりに努めます。

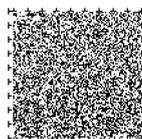
基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるために、各人が抱え
ている障がいに寄り添った「暮らしやすい」と思える環境づくりに努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進すると共に、災害時の避難体制の充実、就労
支援等による生活基盤の確立等、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを
進めます。

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

障がいの早期発見・早期療育、障がいのある人に関する保健・医療サービス提供
の体制づくりを図ります。



第3章 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち
みずほ
すべての人がつながる福祉社会をめざして

1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

- (1) 地域での交流活動の推進
- (2) 福祉情報の発信
- (3) 利用しやすい施設的环境づくり
- (4) 障がいのある人の社会参加促進

2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

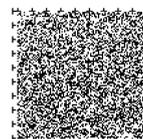
- (1) 地域福祉の担い手の養成
- (2) 地域における障害福祉教育・学習の推進
- (3) ボランティア・NPOの活動の推進
- (4) 相談体制の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上

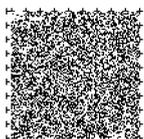
3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 権利擁護の推進
- (2) ユニバーサルデザインの推進
- (3) 防災体制の充実
- (4) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (5) 障がいのある人の就労支援

4 いきいきと暮らすための健康づくり

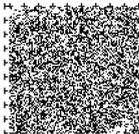
- (1) 障がいの早期発見・早期療育
- (2) 障がいのある人に関する医療体制の基盤づくり

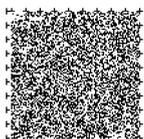






第4編 障害者計画





第1章 基本計画

基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

基本施策(1) 地域での交流活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、共にささえあい包みあう共生社会を実現するためには、お互いの理解を基本とした、地域社会での助け合いが必要となります。障がいのある人や障がいのある子どもも当人だけではなく、その家族や支援者を含め、地域に定着するために、周囲や専門家等の支援が求められます。また、町民一人ひとりが障がいの特性を理解し、障がいのある人とない人が交流する場が必要です。

【今後の方向性】

地域における交流や付き合いを深め、高齢の障がい者や障がいのある子どもを持つ家庭の孤立を防ぐために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進していきます。また、障がい者団体や事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力しながら、地域におけるささえあい活動を支援していきます。

【取組】

①障がい者理解の促進

毎年開催している障がい者理解促進のための運動会である「ふれあい運動会」や、各種イベントなどを通じて、障害や障がいのある人への理解の促進に努めます。

②地域の子育てグループの支援

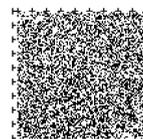
子育てひろば事業で交流を深めた親同士が、その後も継続的な活動ができるよう、グループづくりと活動の支援を行います。

③地域における交流の場づくりの推進

社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や各種の障がい者団体・ボランティア団体・NPOによる様々な活動への支援を行います。

④各種交流事業の充実

共生社会を目指すために、誰もが障がい者支援を含めた地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりを図っていき、障がいのある人もない人も共に交流が育まれる各種交流事業の充実を図ります。



基本施策（２）福祉情報の発信

【現状と課題】

障害福祉サービスや様々な活動・イベント等の情報が、障がいのある人やその家族・支援者に届いて周知されることは、障害福祉の推進を図る上で欠かすことのできない要因となっています。

また、障害者基本法において「情報のバリアフリー化」、障害者差別解消法に基づく基本方針では「情報アクセシビリティの向上」があげられ、障がいのある人がその障がい特性にかかわらず、円滑に情報を取得し、利用や発信ができるよう求められています。

アンケート調査では、福祉関連の情報を、「都や町などの広報」から得ている人が最も多くなっています。また、知的障がい者は「学校・職場・施設」、精神障がい者は「病院などの医療機関」など、日頃通っている場所から情報を得ている傾向にあります。また、パソコンやインターネットの利用状況も年々上昇しています。

【今後の方向性】

必要とときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、分かりやすい表現による福祉情報の充実に努めながら、広報紙等の従来の周知方法に加え、パソコンやスマートフォンなどの活用や、印刷物、各種案内冊子の音声コード化やデイジー化を促進しています。また、効果的な情報の発信方法や情報伝達の充実について検討を続けていきます。

【取組】

①福祉情報の提供・広報活動の充実

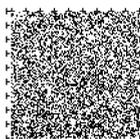
広報紙・ホームページの内容の一層の充実を図るほか、福祉案内冊子「瑞穂の福祉障がい者版」の作成など、障がいのある人への情報提供に努めます。

②地域資源情報の収集

地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのかを、自立支援協議会や住民懇談会、地域ケア会議などを通じて、地域の資源情報の収集と発掘、及び資源の積極的な活用を進めていきます。

③情報のバリアフリー化の促進

障がいのある人が、その特性にかかわらず、円滑に情報を得られるよう、各種印刷物や案内冊子の音声コード化、デイジー化、大活字図書の設定など情報のバリアフリー化を促進していきます。



基本施策（３）利用しやすい施設的环境づくり

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で孤立することなく暮らすためには、住民が集う場や憩いの場に気軽に出掛けることができ、安心・安全に交流活動ができる環境が重要です。町の地域交流拠点としては、ふれあいセンター、コミュニティセンター、町民会館のほか、地区会館などの公共施設があります。

アンケート調査では、暮らしの中で不便に感じて困っていることとして、「電車・バスなどの交通機関が少ない」「歩道に問題が多い（狭い、路面の凸凹など）」が上位にあげられています。

【今後の方向性】

施設の利便性や利用者数の向上を図り、障がいのあるなしにかかわらず、交流できる環境づくりを促進します。

【取組】

①町障がい者施設の利便性向上

町障がい者施設は老朽化が進んでいるため、国などの補助金により財源を確保し、改修を行っていきます。また、利用者の利便性向上のための支援を実施していきます。

②公共施設の利用促進

障がいのある人となない人のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の整備や移動の支援など、運用の見直しを促し、福祉活動を行う拠点としての利用促進を図ります。

③交流の場づくり

ふれあいセンターを中心とした交流活動を進めていきます。また、コミュニティセンター等の利用については、担当課と連携しながら研究していきます。

④移動支援施策の推進

障がいのある人が、地域の中で孤立せず、気軽に外出できるよう、移動支援事業の推進を図ります。



基本施策（４）障がいのある人の社会参加促進

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で、生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるためには、地域のスポーツや文化芸術活動など様々な分野で活動することのできる環境が求められます。

アンケート調査では、地域スポーツや文化・交流などの活動に参加できない・参加しない理由として「どのような活動があるかわからない」との回答が多く、参加機会の充実が求められます。

【今後の方向性】

今後のさらなる高齢化を見据え、高齢者を含む障がいのある人の社会参加を図るため、外出を促す施策を増やすなどの支援が必要です。また、就業機会の提供や地域住民との交流等、誰でも気軽に交流が持てるよう支援を行います。

【取組】

①障がいのある人の社会参加の促進支援

ノーマライゼーションを実現するために、社会福祉協議会や障がいのある人の当事者団体、家族会などと連携し、障がいのある人の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実を図ります。

②社会参加のための支援サービスの充実

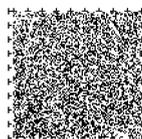
地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳の保障などコミュニケーション支援、支援者等の育成、障がいのある人が町民一般と同様に社会参加していくための支援サービスの充実を図ります。

③当事者活動の支援

障がいのある人自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動を支援するための、協力ボランティアの育成支援を行います。

④文化芸術活動の促進

障がい者の社会参加を進め、文化芸術活動を支援するため、公共施設などでの絵画や作品の展示などを通じて日頃の創作活動の発表の場を提供していきます。



基本目標 2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

基本施策（1）地域福祉の担い手の養成

【現状と課題】

障がいのある人の暮らしの中での、公的な福祉サービスでは対応が難しい課題として、電球の交換やゴミ出しといった日常生活上の支障、悪質商法の被害等があげられます。これらの課題は、障がいのある人の地域での暮らしを妨げるもので、解決すべき生活課題となっています。

地域で生活をする障がいのある人にしか見えない地域の課題に迅速に対応するためには、障がい者福祉を含めた、地域に寄り添って活動する地域福祉活動を担う人材が不可欠です。

少子高齢化が進むなか、今後も高齢者や障がいのある人自身も、地域福祉の担い手として活躍することが期待されています。地域福祉活動を担う人材の養成は、障がい者福祉の推進だけではなく、担い手本人が生きがいを持つことにもつながります。

【今後の方向性】

地域での福祉活動の担い手を養成し、地域活動の中心的な役割を担う存在としての活躍を支えます。養成については、『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』における6地域区分（圏域）の設定に基づき、それぞれの地域区分の実状等を勘案しながら進めていきます。

【取組】

①地域福祉の担い手の養成支援

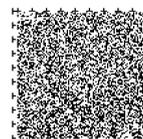
ボランティアを地域福祉の担い手として養成するために、ボランティアセンターみずほを支援していきます。

②地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉の担い手としての活動を支援するため、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、役割や位置づけを明確化し、地域住民への周知・啓発を行います。

③地域住民の助け合える関係づくりの推進

地域住民が困った時に助け合える関係づくりのための環境づくりを推進します。



基本施策（２）地域における障害福祉教育・学習の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域に溶け込み、地域の一員として暮らしていくには、広く町民が障害やその特性に関する知識を身に付け、理解を深めていくことが重要です。

そのためには、障がい者福祉についての教育や、主体的に学ぶことのできる機会等があることが大切です。

アンケート調査では、地域の人々の障害への理解は進みつつありますが、障害の特性理解に関する正しい知識の普及啓発が求められます。

【今後の方向性】

共生社会の推進に向けた第一歩として、相互理解が必要になります。すべての町民が障害に関する知識や理解を深めていけるよう、福祉教育を推進し、講座の開催や体験する場の提供等を行います。

【取組】

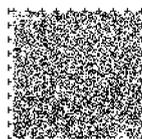
①障がい者福祉の理解促進

地域イベント等を通じて、福祉活動に気軽に参加できる機会を提供すると共に、今後障がい者福祉活動に取り組もうとしている地域のNPOや活動団体が開催する講座等を積極的に支援します。また、障がい者理解促進のための各種講演会などを実施していきます。

②地域に開かれた福祉教育の実践

あらゆる場と機会を通じて、すべての町民に福祉の心が醸成されるように努めていきます。

また、子どもたちに福祉の心を芽生えさせ醸成するため、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場をつくっていきます。



基本施策（３）ボランティア・NPOの活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしていく中で、公的サービスでは補うことが難しい場合の対応として、身近な範囲で活動するボランティアやNPOによる支援が不可欠になります。

様々な人にボランティア活動へ関わってもらう一方で、町民、NPO、行政等が連携・協働しながら、障がい者支援を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実等を図ることで、ボランティアやNPO活動の推進を図ります。

【取組】

①啓発活動の充実

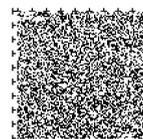
協働による障がい者支援を推進するために、ボランティアセンターみずほが行う各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

②相談体制や情報提供の充実

ボランティア活動をしたい人と必要とする人とのコーディネートや、活動相談・活動支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実を図ります。

③ボランティア・NPO活動への支援

障がい者支援を担うNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を活かすことができるよう、福祉活動や事業への支援を行います。



基本施策（４）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立して暮らしていくためには、相談できる体制が身近にあることが重要になります。また、障害の範囲の拡大、重複障害等への対応などにより、より高度な相談体制が求められています。

福祉サービスの充実やさまざまな制度の整備により、現在の福祉制度やサービスの内容とその手続きは複雑化しています。利用者にとって適切な障害福祉サービスの利用がなされるよう、ケアマネジメントによりきめ細やかな支援ができる計画相談支援体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、家族以外の相談先として、「病院などの医療機関」、「役場の窓口、保健師」、「障がい者施設」が多くあげられています。それ以外では、知的障がい者で「社会福祉協議会」を主な相談先にあげている人が多くなっています。

【今後の方向性】

関係機関と連携しながら相談体制の充実を図り、相談しやすい環境の構築に努めます。また、計画相談支援をさらに周知し、利用の促進を図ります。

【取組】

①基幹相談支援センターの検討

地域の相談支援の拠点として幅広い機能を担う基幹相談支援センターについて、近隣自治体での設置状況やその効果の研究を進め、設置を目指します。

②相談体制の充実

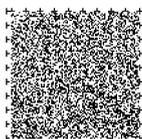
障がいのある人の視点から相談しやすい、ニーズに合った相談体制の充実を図ります。また、相談が気軽にできるよう、事業所、社会福祉協議会と連携・協力し、心理士などによるバックアップ体制も取りながら、相談窓口を充実していきます。

③関係機関との連携強化

庁内関係部局、関係機関、専門家等で、相談体制の連携を強化します。また、相談関係機関の団体に関しても、気軽に相談できるよう強化を図っていきます。

④自立や生活安定に向けた支援

西多摩福祉事務所、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ると共に、各種制度やサービスの周知に努めます。また、ハローワークとの連携や就労移行支援・就労継続支援により、就労情報の提供、職業訓練の促進など、自立や生活安定に向けた援助を推進します。



基本施策（５）障害福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

質の高い障害福祉サービスの提供には、サービスに関わる人材の育成が不可欠となります。また、障がいのある人それぞれの特性に応じたニーズを充足させるには、サービス提供に携わる人の能力や資質の向上が求められます。

さらに、地域住民が主体的なささえあいで育み、地域の資源を生かした仕組みづくりも求められています。

アンケート調査では、救護施設及び保育園・保育所の福祉サービスの利用者からの意見や要望、苦情を適切に解決する苦情解決制度（第三者委員）について、「ある程度内容を知っている」割合は4.0%にとどまっています。

【今後の方向性】

障がいのある人のニーズに対応できるよう、人材の育成やサービス向上等に努めると共に、多様な担い手を活用できる仕組みづくりを推進していきます。

【取組】

①福祉関係職員の資質の向上

障害福祉サービスの質の確保・向上を図るため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、福祉関係職員の資質の向上に努めます。

②関係団体等への働きかけ

民間事業者、NPO、関係団体に対し、町ホームページの「瑞穂町総合人材リスト」等の活用も含め、人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上を働きかけます。

③苦情対応等に基づくサービスの質の向上

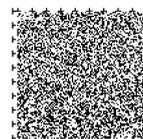
相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応を図りながらサービスの質の向上に努めます。

④第三者によるサービス評価の支援

第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知・理解を図ります。

⑤地域共生型サービスの仕組みづくりの研究

障がい者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするための、障害福祉制度と介護保険制度との共生型サービスの研究を行っていきます。



基本目標 3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

基本施策（１）権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいなどにより判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・充実に努めていくことが求められています。

さらに、支援を必要とする家庭に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、地域住民が声掛けや見守り活動等を行うことによって、地域からの孤立を防止することが重要になります。

アンケート調査では、成年後見制度について「ある程度内容を知っている」割合は約２割、地域福祉権利擁護事業は３.８％で、３年前とほとんど変化していません。

【今後の方向性】

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知徹底（「成年後見活用あんしん生活創造事業」など）や、関係機関等との連携を図り、権利擁護を推進していきます。

【取組】

①成年後見制度の周知

国で制定されている成年後見制度について、対象者となる判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者等の家族・関係者等に周知していきます。

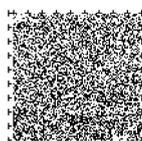
②権利擁護センターみずほ

権利擁護が円滑に行われるように、また精神障がい者、知的障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り支援していくために、積極的な連携を図っていきます。

③権利の擁護と虐待防止

障がいなどにより、意思・判断能力が十分でない人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進すると共に、消費者保護に関係する機関との連携を強化し、権利侵害の未然防止、早期解決を図ります。

また、障がいのある人の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受け付ける瑞穂町虐待防止センターを設置し、虐待防止や早期対応を進めます。



基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが使いやすい施設の整備等、すべての人を対象にしたユニバーサルデザインのまちづくりを、今後も進めていく必要があります。

アンケート調査では、「交通やバリアフリーといった移動の問題」を改善して欲しいとの声が、自由回答を中心に数多く寄せられています。

【今後の方向性】

「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、瑞穂町でもユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

【取組】

①ユニバーサルデザインの啓発

「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえ、ユニバーサルデザインの啓発に努めると共に、関係各所への周知を図ります。

②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応

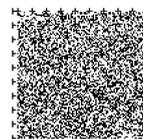
「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計する上で、適合証交付請求書や届出書の提出を徹底していきます。

③公共施設の整備

公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線の歩道等の設置や歩道の段差解消を推進していきます。

④建築物等の整備

新築の町建築物については、ユニバーサルデザイン化に努めると共に、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進していきます。



基本施策（３）防災体制の充実

【現状と課題】

平成23年に発生した東日本大震災以降、近年の度重なる自然災害により、防災に対する意識が高まっています。町でも令和3年3月に『瑞穂町地域防災計画』を改定し、自然災害や大規模事故災害に対する対策・対応を定めていますが、地域と行政の双方向の情報提供・交換の仕組みを、強化していくことが求められています。

アンケート調査では、災害時に心配なこととして、「避難所での生活」や「ひとりでの避難」があげられています。知的障がい者では「助けを求めることがむずかしい」、精神障がい者や難病患者では「薬の手配がむずかしい」が多くなっています。

【今後の方向性】

『瑞穂町地域防災計画』の下、防災意識の啓発や自主防災組織の充実・強化を進め、事業所や地域住民と連携しながら地域防災力の向上に努めます。

【取組】

①災害時要配慮者の安全確保体制の整備

施設や資機材等のハード面の整備に加え、各防災機関による連携や事業所、町民の役割を明確にし、町民・行政・事業所が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化を図り、日頃からの連携に努めます。また、事業所においては自衛消防組織を整備し、地域や行政との協力体制の推進を図ります。

②災害時要配慮者への対応

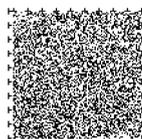
避難行動要支援者名簿を作成し、災害時要配慮者の現状把握と、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、災害時要配慮者マップの整備を行います。

③災害時ボランティアの育成と連携体制

行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去を行うボランティアやNPOは、大規模災害において重要な役割を担っています。社会福祉協議会では、毎年の防災訓練に合わせ災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化に努めます。

④福祉避難所の確保・整備

一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所の確保、整備を図ります。



基本施策（４）障がいのある子どもと家庭への支援

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中に自然に溶け込んで、伸びやかに成長するためには、地域や幼稚園、保育所、学校等の障害への理解が求められます。また、障がいのある子どもを持つ親の精神的負担の軽減が必要となります。

アンケート調査では、幼稚園、保育所、学校等にいる以外は、子どもに「同世代の子どもと遊んで欲しい」、あるいは「児童発達支援や放課後等デイサービスを利用したい」という回答が多くあがっています。

【今後の方向性】

町内に住む障がいのある子どもが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、障がいのある子どもやその保護者への様々な支援を行います。

【取組】

①相談支援体制の充実

障がいのある子どもを持つ親の精神的負担を軽減し、障がいのある子どもの発達を促すために、心理士によるバックアップ体制をとりながら、相談支援体制の充実を図り、相談者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、それに伴う関係機関との連携を強化します。

②発達障害等支援の充実

自閉症や学習障害（LD）など、その傾向にある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制の確立を目指します。

③障がいのある子どもをもつ親同士の交流促進

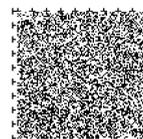
障がいや発達に遅れのある子どもをもつ親同士が交流し、同じ悩みを持った仲間づくりや情報交換が行えるよう、親同士のつながりをサポートし、孤立感の解消や問題の解決などができる体制をつくっていきます。

④未就学障がい児の受け入れについての対応の充実

未就学児の教育について、障がい児を持つ親に寄り添える柔軟な対応ができる組織づくりを目指し、情報提供等を充実していきます。

⑤障がい児に対する理解の促進

町内の学校の児童生徒に対し、地域の障がいのある児童への正しい理解と思いやりの心を育む教育を推進します。



基本施策（５）障がいのある人の就労支援

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきとした自分らしい生活を送るためには、生きがいと安定した経済的基盤が不可欠です。そのためには、就労による社会参加と、継続的な所得が必要になります。

アンケート調査では、障がいのある人が働きやすい環境になるために、「事業主や職場の仲間の理解」、「柔軟な就労条件」、「障がい者も働くことのできる施設や設備の整備」、「生活できるだけの給料」を望んでいる回答が多くなっています。

【今後の方向性】

障がいのある人の就労を支援するために、福祉と雇用の連携による就労支援体制の強化に努めると共に、一般就労だけではなく福祉的就労などを含め、柔軟な就労条件を視野に入れた支援を進めていきます。また、「障害者優先調達推進法」の下、施設等が提供する物品やサービスの優先調達に努めます。また、庁内実習を実施し、一般就労に向けた体験の場を提供していきます。

【取組】

①瑞穂町障害者就労支援センター

障がいのある人の就労意欲の向上及び一般就労の促進、福祉的就労の検討を図ります。また、就労支援や生活支援を通じ、自立を目指します。

②瑞穂町福祉作業所「さくら」

利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。

③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」

利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、様々な方法で就労支援につながる取り組みを行います。

④公共職業安定所（ハローワーク）等との連携

ハローワークや企業、特別支援学校、事業所、自立支援協議会等と連携を図りながら、障がいのある人の就労支援体制の充実を図ります。

⑤優先調達の推進

「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの優先調達をさらに進めていきます。



基本目標 4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策（１）障がいの早期発見・早期療育

【現状と課題】

障害を早期に発見し、適切な療育や治療、リハビリテーションを受けられる環境づくりを進める必要があります。また、障害の早期発見により、家族や支援者の精神的な負担を軽減し、受け入れや支援体制を整えることが求められます。

また、障害につながる疾病や生活習慣病の予防を図り、いつまでも元気で自立した生活を営むために、定期的な健康診査や適度な運動を推進する必要があります。

【今後の方向性】

母子保健事業については、妊婦から就学前までの幼児を中心に保健事業を実施し、障害の早期発見及び適正な時期に相談や療育を受けられるように支援していきます。

健康増進事業については、生活習慣病の予防の推進等を図り、障がいの原因となる疾病を予防していきます。

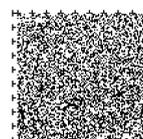
【取組】

①母子保健事業を通じた障がいの早期発見・早期療育

妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、妊娠届出時の妊婦面接、保健師などによる妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等を通じて障がいの早期発見・早期療育に努め、支援を行います。また、養育医療の給付を行います。

②障がいの原因となる疾病の予防

健康寿命の延伸という目標の下、生活習慣病の予防、健康づくりの意識の向上などに重点を置きながら、健康診査、生活習慣の改善を目的とした各種相談・健康教育等の健康増進事業を実施していきます。また、心の健康づくりに関する啓発を行います。このことにより、障がいの原因となる疾病の予防を推進します。



基本施策（２）障がいのある人に関する医療体制の基盤づくり

【現状と課題】

障害福祉サービスを十分に提供するためには、保健・医療と連携した総合的な支援が必要となります。そのためには、診察や診療、相談など様々な面で医療機関や保健所、事業所との連携を図り、支援体制を整備していくことが求められます。また、精神障害や発達障害、高次脳機能障害などについては、より専門的な相談や診療といった支援が必要となります。

【今後の方向性】

障がいのある人それぞれの特性に応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、医療機関や保健所等と連携を図ります。

また、障がいのある人が身近な地域で診療や健康診査等の相談が受けられるように、地区医師会・歯科医師会と連携しながら、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・定着を推進していきます。

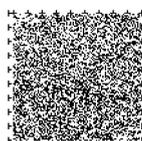
【取組】

①障がいのある人に関する地域医療の体制づくり

在宅医療や遠隔診療等に関する国の動向を注視し、障がいのある人も医科・歯科診療を受けやすい環境の整備を促します。

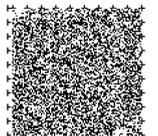
②関係機関との連携

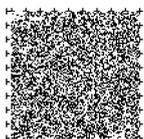
医師会や歯科医師会、中核病院、民間事業所等の関係機関との連携を図ることで、障がいのある人それぞれのニーズや課題を共有し、障害福祉サービスの推進に努めます。





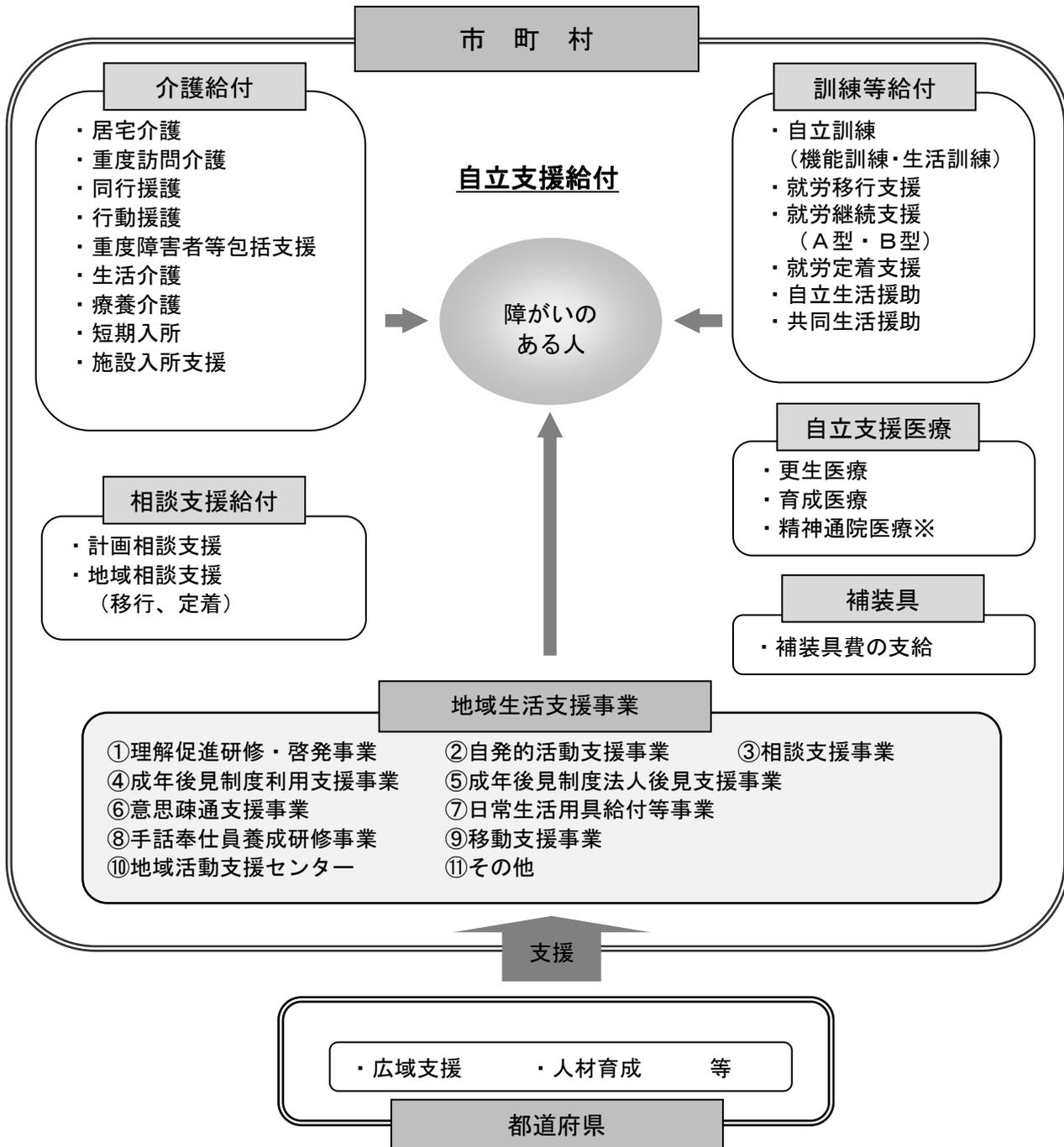
第5編 障害福祉計画・ 障害児福祉計画



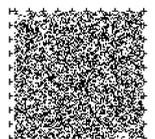


第1章 システム全体像

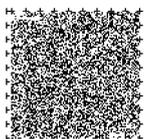
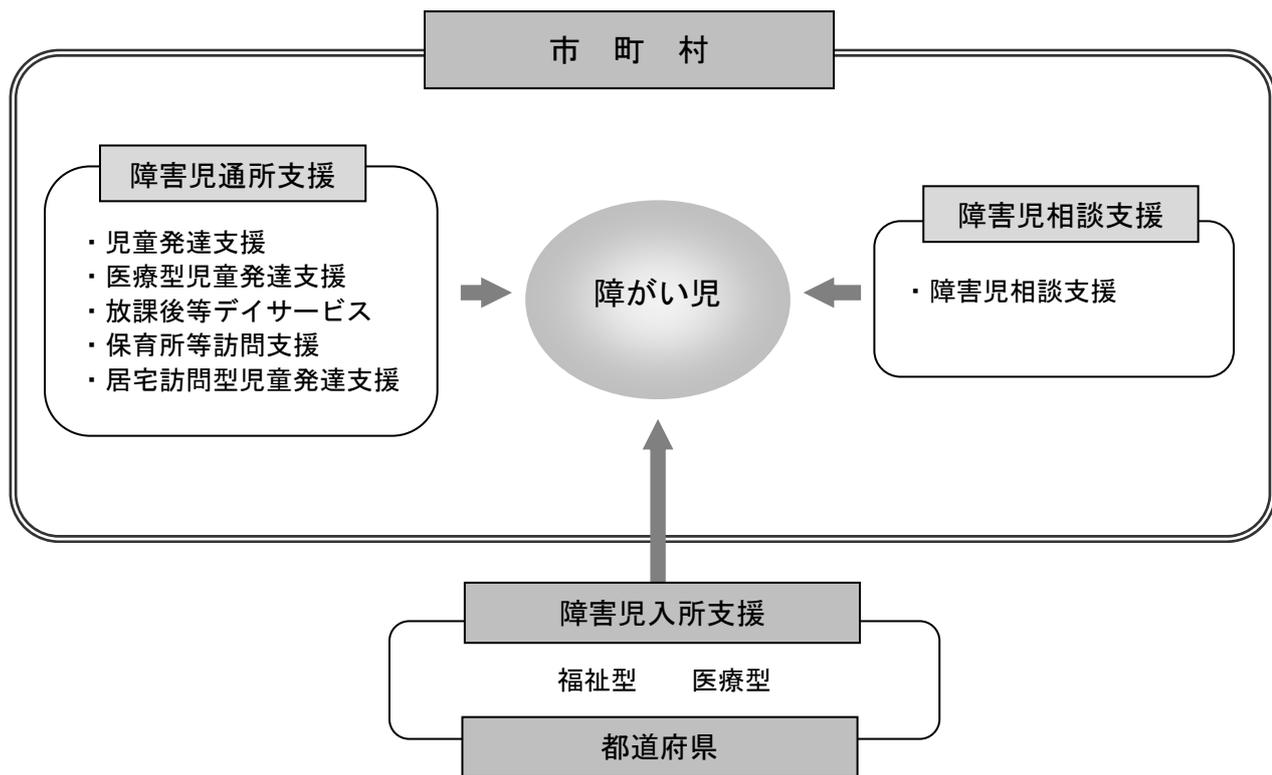
1 障がいのある人への自立支援システム全体像



※自立支援医療のうち精神通院医療の実施主体は都道府県等



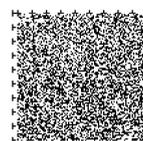
2 障がい児への支援システム全体像



第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

市町村障害福祉計画・障害児福祉計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」について、成果目標を設定することが求められています。

町では、これらの内容に留意しつつ、町の特性や基盤整備の状況を踏まえて、本計画においては、第5期計画に引き続きそれらの成果目標を大枠で継承し、計画終了年度（令和5年度）における実現を目指すこととします。



1 福祉施設入所者の地域生活への移行

◆国の考え方（要旨）

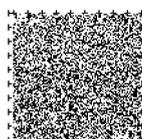
福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅（家庭復帰を含む）等に移行する人の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

数値目標の設定に当たっては、令和2年3月31日時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとすると共に、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和2年3月31日時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することを基本とします。

◆町の考え方と基本目標

令和2年3月31日時点での施設入所者数は24人であり、町では、令和5年度末までにそのうち2人が地域生活に移行することを目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数	24人	令和2年3月31日時点の人数
【目標値】地域移行者数	2人 (8.3%)	令和元年度末施設入所者数の6%以上が、令和5年度末までに地域移行する。
【目標値】入所者削減見込み	1人 (4.2%)	令和元年度末施設入所者数の1.6%以上を、令和5年度末までに削減する。



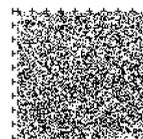
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の考え方（要旨）

1. 令和5年度において、精神障がい者が精神病床から退院後、1年以内の地域での生活日数の平均を316日以上にすることを目標値として設定する。
2. 令和5年度において、精神病床に1年以上長期入院している65歳未満の患者数を目標値として設定する。
3. 精神病床の退院率を、入院後3か月時点は69%、6か月時点は86%、1年時点は92%と設定する。

◆町の考え方と基本目標

上記国の考え方1から3については、町では入院者の数値を把握できない場合があり、目標として設定することが困難なため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、「瑞穂町精神保健業務連絡会（町、東京都西多摩保健所、東京都多摩総合精神保健福祉センター、西多摩福祉事務所、瑞穂町精神障害者地域活動支援センター）」、自立支援協議会など、既存の会議体を活用することを検討します。



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

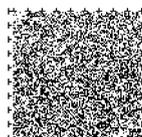
◆国の考え方（要旨）

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

◆町の考え方と基本目標

町では、令和5年度末までに、地域生活支援拠点の整備を1か所とする目標を定めます。「面的整備」による整備を行うに際しては、中核となる相談事業所などを設定する必要があり、これを中心にして、グループホームと短期入所施設を組み合わせたネットワークにより拠点整備を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】拠点数	1か所	令和5年度末までに各市町村又は圏域において整備される予定の数
【目標値】運用状況検証・検討の回数	年1回	整備された場合



4 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の考え方（要旨）

令和5年度において、「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。この内、就労移行支援事業利用者は1.30倍、就労継続支援A型事業利用者は1.26倍、就労継続支援B型事業利用者は1.23倍とします。

令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

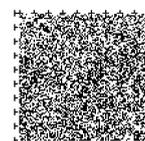
さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

◆町の考え方と基本目標

町では、令和5年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を5人とすることを目指します。就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度の年間一般就労移行者数	3人	令和元年度において一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	5人 (1.67倍)	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する予定の人数
うち就労移行支援事業	3人	令和元年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した人数の1.30倍
うち就労継続支援A型事業	1人	令和5年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労する予定の人数
うち就労継続支援B型事業	1人	令和5年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労する予定の人数
就労定着支援事業利用者	4人 (80.0%)	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する。
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	実施 (70%)	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。



5 障がい児支援の提供体制の整備

◆国の考え方（要旨）

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上、市町村単独あるいは圏域において設置することを基本とします。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村あるいは圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えありません。

◆町の考え方と基本目標

児童発達支援センターの設置について、令和5年度までに1か所を目標とします。

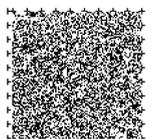
障がい児支援事業所の確保について、町には、現在、放課後等デイサービス事業所が1か所あります。放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所について各々もう1か所程度の開設が望まれており、これらサービスを利用する際に必要となる障害児相談支援事業所の開設も含め、良質なサービスを提供できる事業所の開設に向けた支援を行います。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、各関係機関の関係者が委員となっている協議体（自立支援協議会）、西多摩保健所管内在宅療育支援地域連携会議など、既存の会議体の活用を検討します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを検討します。



項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施済	—
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1 か所	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において設置される主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの設置	1 か所	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において設置される主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの数
医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施 (設置)	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施 (配置)	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



6 相談支援体制の充実・強化等

◆国の考え方（要旨）

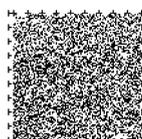
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を、各市町村もしくは圏域ごとに確保する。

◆町の考え方と基本目標

総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センターを令和5年度までに設置することを目指します。

瑞穂町指定特定相談支援事業所連絡会を定期的を開催し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の基幹相談支援センターの数
指定特定相談支援事業所連絡会の開催	実施 (年3回)	指定特定相談支援事業所連絡会を年3回程度開催する。



7 障害福祉サービス等の質の向上

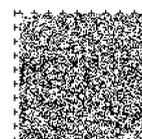
◆国の考え方（要旨）

令和5年度末までに、各都道府県や各市区町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築を行う。

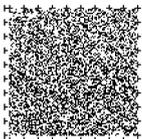
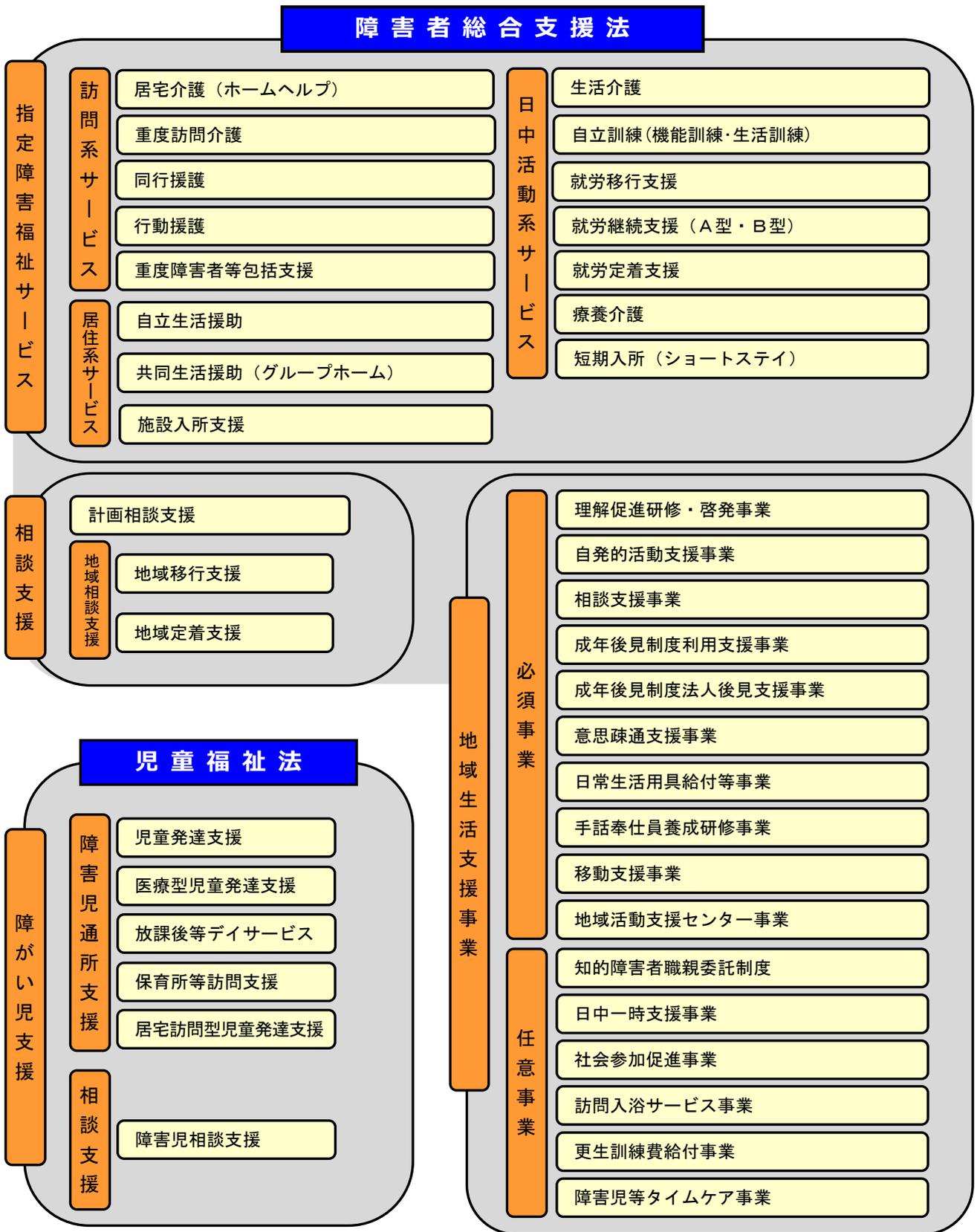
◆町の考え方と基本目標

障がい者支援係の全職員が、障害福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と町で共有し、過誤請求等を防いでいきます。

項目	有無	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	令和5年度末までの実施の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	令和5年度末までの実施の有無



第3章 障害福祉サービスの体系図

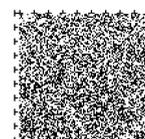


第4章 障害福祉計画の活動指標

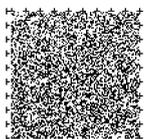
1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸びや退院可能な精神障がい者の新たな見込数に、重度視覚障がい者の同行援護の見込数を加え、障がいのある人のニーズ等を踏まえて算出しました。
	生活介護	現在の法定施設の利用者のうち、障害支援区分に該当する人の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を踏まえると共に、新たに生活介護サービスの対象者と見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
日中活動系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標、平均的なサービス利用期間等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労移行支援	推計に際しては、以下の①～③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案してサービス見込量を算出しました。 ①福祉施設利用者の一般就労への移行目標が達成できるよう、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 ②特別支援学校卒業予定者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数 ③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数
	就労継続支援（A型）	就労継続支援（A型）の対象者として適切であると見込まれる数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労継続支援（B型）	就労継続支援の対象者として見込まれる数からA型の見込数を除いた数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労定着支援	就労移行支援の利用により、一般就労へ繋げた方のうちの9割以上をサポート対象者として見込み、算出しました。
	療養介護	現在の重症心身障がい児施設の対象者を基礎として、近年の利用者の伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	短期入所	現在の短期入所の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる人のニーズ等を踏まえてサービス見込量を算出しました。



サービス種別		サービス見込量試算の考え方
居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから地域での一人暮らしを希望している方の状況を基礎とし、その希望者数と実際に移行が出来ている人の割合から、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	共同生活援助	施設入所からグループホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含め、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	施設入所支援	現在の施設入所者を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標数を除いた上で、グループホーム等での対応が困難な人の利用といったサービス利用の必要性が高いと判断される人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
相談支援		障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等、「サービス等利用計画」を作成して計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数と計画の見直しをする人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。



2 サービス見込量一覧

(1) 訪問系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度障害者 等包括支援	時間/月	1,036	1,026	1,016
	人/月	84	86	88

(2) 日中活動系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	人日/月	1,172	1,190	1,208	
	人/月	67	68	69	
自立訓練	機能訓練	人日/月	19	19	19
		人/月	1	1	1
	生活訓練	人日/月	49	49	49
		人/月	4	4	4
就労移行支援	人日/月	246	246	225	
	人/月	12	12	11	
就労継続支援	A型(雇用型)	人日/月	57	76	114
		人/月	3	4	6
	B型 (非雇用型)	人日/月	2,145	2,261	2,376
		人/月	130	137	144
就労定着支援	実利用者数/月	5	6	7	
療養介護	実利用者数/月	3	3	3	
短期入所(ショートステイ) 【福祉型】	人日/月	160	160	160	
	人/月	16	16	16	
短期入所(ショートステイ) 【医療型】	人日/月	20	20	20	
	人/月	4	4	4	



(3) 居住系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数/月	1	1	1
共同生活援助	実利用者数/月	55	56	57
施設入所支援	実利用者数/月	24	24	23

(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数/月	73	78	83
地域相談支援	実利用者数/月	2	2	2
地域移行支援	実利用者数/月	1	1	1
地域定着支援	実利用者数/月	1	1	1



3 訪問系サービス

【サービス内容】

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

④行動援護

知的、精神障がい者（児）で行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【事業量見込】

これまでのサービス利用者数を基礎として、前期3か年が重度障がい者の介護保険への移行者や短期入所の利用などにより利用時間が減少した状況を踏まえ、今後3か年も減少傾向が続くと見込みサービス量を算出しました。一方で精神障がい者の居宅介護の利用が増加しているため利用人数は微増すると考えます。

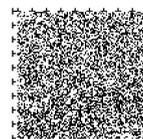
令和5年度の事業量は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計で月間延べ1,016時間88人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間／月	1,036	1,026	1,016
人／月	84	86	88

訪問系サービスにおける見込量確保のための方策

「第5期計画」に引き続き障害の特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、「重度訪問介護」や「重度障害者等包括支援」については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供すると共に、実施事業者の確保に努めます。



4 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービス内容】

常にサービスを必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【主な利用者】

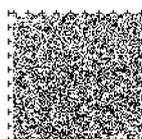
- ・障害支援区分3以上（施設入所者は区分4以上）
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所の場合は区分3以上）

【事業量見込】

現在の利用者数を基礎として、前期3か年の利用者数の伸びの傾向を踏まえ、今後3年間の平均的なサービス利用期間等を勘案し、サービス見込量を算出しました。

令和5年度の事業量は、月間実利用者人数を1,208日69人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	1,172	1,190	1,208
人/月	67	68	69



(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【主な利用者】

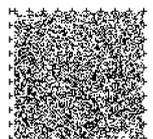
機能訓練…地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、向上などを図るための理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション支援が必要な身体障がい者等

生活訓練…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等を図るための支援、併せて日常生活上の相談支援事業者や障害者就労支援センターなど、関係サービス機関との連絡調整が必要な知的、精神障がい者等

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、「機能訓練」月間実利用者人数を19日1人、「生活訓練」月間実利用者人数を49日4人と計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	人日/月	19	19	19
	人/月	1	1	1
生活訓練	人日/月	49	49	49
	人/月	4	4	4



(3) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【主な利用者】

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人

【事業量見込】

前期3か年の平均的な利用者数を基礎に、福祉施設利用者の一般就労への移行が達成できるよう、利用者のニーズ等を勘案してサービス量を算出しました。

令和5年度の事業量は、月間実利用者数を225日11人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	246	246	225
人/月	12	12	11



(4) 就労継続支援 (A型・B型)

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

「A型 (雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。

「B型 (非雇用型)」は、雇用関係を結ばず、就労の機会や生産活動の機会が提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

【主な利用者】

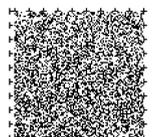
A型…就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人で、利用開始時に65歳未満の人

B型…就労移行支援事業を利用したものの、企業などによる雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人で、就労の機会等を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上や維持が期待される人

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、「A型」の月間実利用者人数を1,146人、「B型」の月間実利用者人数を2,376人と計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	人日/月	57	76	114
	人/月	3	4	6
就労継続支援(B型)	人日/月	2,145	2,261	2,376
	人/月	130	137	144



(5) 就労定着支援

【サービス内容】

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

【主な利用者】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【事業量見込】

就労移行支援の利用により一般就労へつなげた方のうちの5割以上をサポート対象者として見込み、算出しました。

令和5年度の事業量は、月間実利用者人数を7人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	5	6	7

(6) 療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【主な利用者】

医療及び常時介護を必要とする障がいのある人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、^{※1} 筋萎縮性側索硬化症など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは^{※2} 筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人

※1 筋萎縮性側索硬化症

運動神経系（運動ニューロン）が選択的に障害される進行性の神経疾患。筋肉が徐々にやせて力が入らなくなるにより身体が動かなくなり、進行すると自力での呼吸も困難となる。

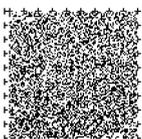
※2 筋ジストロフィー

筋肉が徐々に破壊され進行性に筋肉が衰える疾患で、心臓などの内臓機能に症状をきたすこともある。

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者人数を3人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	3	3	3



(7) 短期入所（ショートステイ）【福祉型/医療型】

【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

【主な利用者】

福祉型…障害支援区分が区分1以上である障がい者（児）

医療型…※遷延性意識障がい者（児）、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい者（児）等

※ 遷延性意識障害

植物状態とも呼ばれ、3ヶ月以上にわたって自分で移動することができず、食事や排せつ、発語などに問題を生じる状態。

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、「福祉型」を月間延べ160日16人、「医療型」を月間延べ20日4人と計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（ショートステイ） 【福祉型】	人日／月	160	160	160
	人／月	16	16	16
短期入所（ショートステイ） 【医療型】	人日／月	20	20	20
	人／月	4	4	4

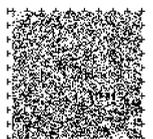
日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、「日中活動の場」が重要となることから、サービス利用希望者を把握すると共に、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関等と連携しながら雇用促進に努めると共に、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、平成23年12月に開所した「瑞穂町障害者就労支援センター」の一層の周知と活用促進を引き続き図り、見込量を確保していきます。

就労定着支援については、就労移行支援等の利用を経て、一般就労した方への変わらぬサポートができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、自立した社会生活へとスムーズに進めるよう取り組んでいきます。



5 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【サービス内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

【主な利用者】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人等

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者人数を1人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	1	1	1

(2) 共同生活援助（グループホーム）

【サービス内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

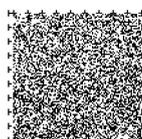
【主な利用者】

障害支援区分が区分1以下に該当する身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある人）、知的障がい者及び精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の援助、又は食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用人数を57人と計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実利用者数/月	55	56	57



(3) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【主な利用者】

施設に入所する障がいのある人で、①障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の生活介護利用者、②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用人数を23人と計画します。

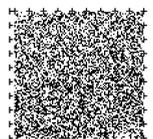
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	24	24	23

居住系サービスにおける見込量確保のための方策

自立生活援助については、今まで生活をしてきた障害者支援施設やグループホーム等の協力を仰ぎながら、定期的な連絡を取り、利用者の不安を取り除き、円滑な地域生活への援助をサポートしていきます。

共同生活援助（グループホーム）については、地域の理解を深めながら整備していきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。



6 相談支援（サービス等利用計画の作成）

【サービス内容】

計画相談支援…障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人のサービス等利用計画を作成し、支援を行います。

地域移行支援…障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

地域定着支援…施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

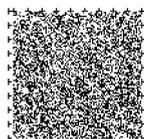
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、以下のように計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数/月	73	78	83
地域相談支援	実利用者数/月	2	2	2
地域移行支援	実利用者数/月	1	1	1
地域定着支援	実利用者数/月	1	1	1

相談支援における見込量確保のための方策

「サービス等利用計画の作成」は、原則全ての障害福祉サービス利用者に拡大され、計画の作成を行う「指定特定相談支援事業者」の指定を市町村が行うこととなります。町内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うと共に、「自立支援協議会」などを活用して、事業者間の連携を促進する中で、サービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。また、心理士などの専門職による相談体制も充実させ、必要なサービス支援を実施していきます。



第5章 障害児福祉計画の活動指標

1 障がい児数の推移と推計

(1) 手帳所持障がい児数の実績と推計

身体障害者手帳所持者数は、年度ごとに増加しており、令和2年10月末では19人となっています。

愛の手帳所持者数は、年度ごとに増減しており、令和2年10月末では70人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しており、令和2年10月末では9人となっています。

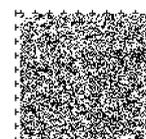
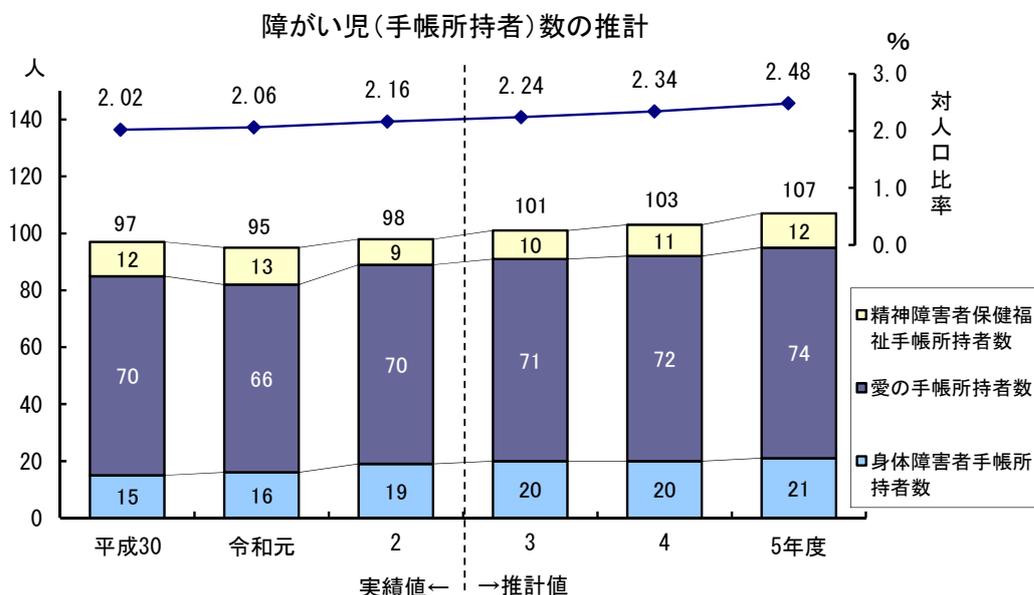
18歳未満の人口は減少していくものと考えられますが、手帳所持者数は年度ごとに増減があるものの増加傾向であり、障がい児（手帳所持者）数の合計は、引き続き増加すると見込みます。

障がい児（手帳所持者）数の実績と推計

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満の人口	4,799	4,609	4,531	4,503	4,411	4,307
身体障害者手帳所持者数	15	16	19	20	20	21
愛の手帳所持者数	70	66	70	71	72	74
精神障害者保健福祉手帳所持者数	12	13	9	10	11	12
合計	97	95	98	101	103	107
対人口比率 (単位：%)	2.02	2.06	2.16	2.24	2.34	2.48

※平成30年度・令和元年度は年度末、令和2年度は10月末現在の実績値、令和3年度以降は推計値を示しています。



(2) 学年別特別支援学級在籍人数

学年別特別支援学級在籍人数は、令和2年3月31日現在で、瑞穂第一小学校（たんぼぼ学級）で合計19人、瑞穂中学校（7組）で合計15人となっています。

令和元年度 瑞穂町特別支援学級設置校別児童・生徒数一覧 単位：人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
瑞穂第一小学校（たんぼぼ学級）	2	4	2	2	3	6	19
瑞穂中学校（7組）	2	6	7				15

※令和2年3月31日現在

資料：町資料

(3) 学年別通級指導学級在籍人数

学年別通級指導学級在籍人数は、令和2年3月31日現在で、瑞穂第一小学校で合計19人、瑞穂第二小学校で合計16人、瑞穂第三小学校で合計16人、瑞穂第四小学校で合計22人、瑞穂第五小学校で合計12人、瑞穂中学校で合計18人、瑞穂第二中学校で合計24人となっています。

令和元年度 瑞穂町通級指導学級設置校別児童・生徒数一覧 単位：人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
瑞穂第一小学校	1	4	4	5	3	2	19
瑞穂第二小学校	1	3	6	3	0	3	16
瑞穂第三小学校	1	4	4	1	3	3	16
瑞穂第四小学校	1	2	3	5	4	7	22
瑞穂第五小学校	3	4	4	1	0	0	12
瑞穂中学校	8	6	4				18
瑞穂第二中学校	8	7	9				24

※令和2年3月31日現在

資料：町資料



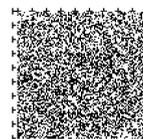
2 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
障がい児支援	障害児通所支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、現在の利用者のニーズを踏まえると共に新たにサービス利用が見込まれる障がい児の数を勘案して見込量を算出しました。
	相談支援	障害児通所支援の利用が見込まれ「障害児支援利用計画」を作成する障がい児の数と計画の見直しをする障がい児の数を勘案し、見込量を算出しました。

3 サービス見込量一覧

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	54	63	72
	人/月	12	14	16
医療型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	539	561	583
	人/月	49	51	53
保育所等訪問支援	人日/月	4	4	4
	人/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	14	16	18



4 障がい児支援

【児童福祉法改正による見直し】

「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の改正により、「障害者自立支援法」に位置づけられていた「児童デイサービス」が、平成24年度から、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として「児童福祉法」に基づく「障害児通所支援」に一本化されました。

その後、平成28年の法改正により障がい児支援の提供体制の確保等について「障害児福祉計画」として記載していくものとされました。

(1) 障害児通所支援

【サービス内容】

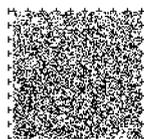
児童発達支援……………就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

医療型児童発達支援…肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。

放課後等デイサービス……………授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援……………保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援…障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



【事業量見込】

令和5年度の事業量は、以下のように計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	54	63	72
	人/月	12	14	16
医療型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	539	561	583
	人/月	49	51	53
保育所等訪問支援	人日/月	4	4	4
	人/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

(2) 相談支援

【サービス内容】

相談支援…障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成します。

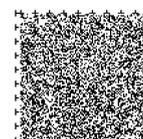
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、以下のように計画します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	14	16	18

障がい児支援における見込量確保のための方策

保育所や学童保育クラブなど、障がい児に関連する庁内の部署、サービスや計画相談を行う事業所等の機関との連携を図り、サービスの情報提供と、各家庭の状況把握に努め、国の放課後等デイサービス及び児童発達支援ガイドラインを活用した質の向上を目指します。また、心理士などの専門職を配置し、発達障がい児の早期発見に努め、適切なサービス利用につなげていきます。

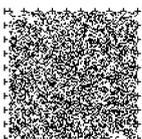


第6章 地域生活支援事業

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

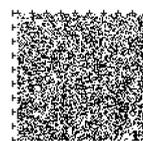
サービス種別	サービス見込量試算の考え方
地域生活支援事業	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者の伸びやニーズ等を勘案してサービス見込量を算出しました。



2 サービス見込量一覧

必須事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	
自発的活動支援事業		無	無	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	4か所	
	基幹相談支援センター設置	無	無	有	
	住宅入居等支援事業	無	無	有	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	有	
意思疎通支援事業		手話通訳者・要約筆記者派遣事業/件	3	3	4
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	委託件数/件	6	6	6
	自立生活支援用具	委託件数/件	7	7	7
	在宅療養等支援用具	委託件数/件	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	委託件数/件	8	8	8
	排泄管理支援用具	委託件数/件	405	410	415
	住宅改修費	委託件数/件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		養成講習修了見込者数	0	0	1
移動支援事業		実利用者数/月	100	102	104
地域活動支援センター（Ⅱ型）事業		実施箇所数	3か所	3か所	3か所
		実利用者数/月	68	71	76

任意事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
知的障害者職親委託制度	委託件数	0	0	0	
日中一時支援事業		実利用者数/月	12	12	13
社会参加促進事業	自動車運転教習費助成	教習費助成（人）	1	1	1
	自動車改造費助成	改造費助成（件）	1	1	1
訪問入浴サービス事業		実利用者数/月	7	8	8
更生訓練費給付事業		実利用者数/月	1	1	1
障害児等タイムケア事業		実利用者数/月	16	17	18



3 地域生活支援事業の推進

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス内容】

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業量見込】

令和5年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

見込量確保のための方策

障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がいのある人に関するマークの紹介等、障がいのある人及び町民への普及・啓発を目的とした広報活動の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

【サービス内容】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

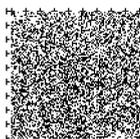
【事業量見込】

令和5年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	無	無	有

見込量確保のための方策

地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況を踏まえて事業実施の方法を検討します。



(3) 相談支援事業

【サービス内容】

相談支援事業は、障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とする事業です。障がいのある人に、日常生活の困りごとや福祉サービスの利用援助、就労についての相談支援などを行います。

「基幹相談支援センター」は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施します。

また、住宅入居等支援事業において、障がいのある方の住居を探す支援について検討します。

【事業量見込】

令和5年度までの事業量は、以下のように計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	4か所
基幹相談支援センター設置	無	無	有
住宅入居等支援事業	無	無	有

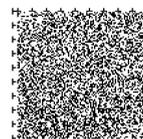
見込量確保のための方策

町と指定相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

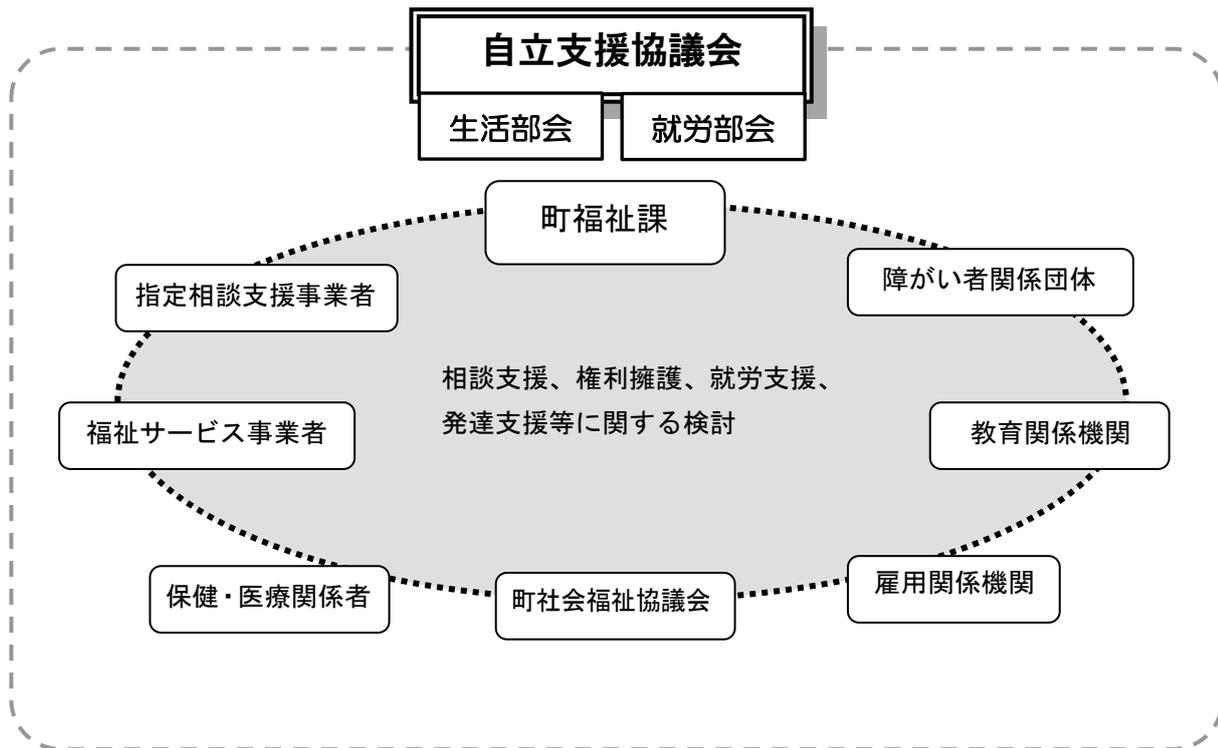
自立支援協議会

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が「支援ネットワーク」を構築していくことが重要です。

町では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「自立支援協議会」の設置を継続し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。



自立支援協議会の構成イメージ



(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

「成年後見制度」を利用することが有用であると認められる障がいのある人で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難であると認められる人に、費用の一部を助成します。

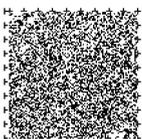
【事業量見込】

令和5年度までの事業量は、以下のように計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/年	1	1	1

見込量確保のための方策

町福祉課において事業を推進します。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス内容】

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために研修等を実施します。

【事業量見込】

令和5年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

見込量確保のための方策

町社会福祉協議会など、後見人等の業務を適正に担える法人の育成について検討し、実施していきます。

(6) 意思疎通支援事業

【サービス内容】

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳を設置する事業も当該事業に含みます。なお、手話奉仕員・要約筆記者は養成講座修了者などのボランティアですが、手話については、国家資格として「手話通訳士」が、都の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

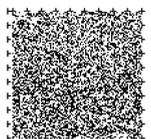
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を4件と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業/件	3	3	4

見込量確保のための方策

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。



(7) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付すると共に、住宅改修費を助成します。

【事業量見込】

令和5年度までの事業量は、以下のように計画します。

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	6	6	6
自立生活支援用具	7	7	7
在宅療養等支援用具	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	8	8	8
排泄管理支援用具	405	410	415
住宅改修費	2	2	2

見込量確保のための方策

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

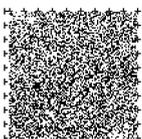
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、講習修了見込者の実人数を1人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習修了見込者数	0	0	1

見込量確保のための方策

地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況を踏まえて事業実施の方法を検討します。



(9) 移動支援事業

【サービス内容】

移動支援事業は、訪問系サービス（87ページ）での同行援護・行動援護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者数を104人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	100	102	104

見込量確保のための方策

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進すると共に、多様な手法での移動支援事業を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター（II型）事業

【サービス内容】

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

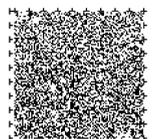
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、実施3か所、月間実利用者数を76人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	3か所	3か所	3か所
実利用者数/月	68	71	76

見込量確保のための方策

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。



任意事業

(1) 知的障害者職親委託制度

【サービス内容】

職親（民間の事業経営者等）に委託して知的障がい者の生活指導・職業指導等を行います。

【事業量見込】

平成26年10月に対象者が退職したことにより0件となっています。
今後協力いただける職親候補が現れた場合、下記の方策を講じます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託件数	0	0	0

見込量確保のための方策

サービス利用者に応じた必要な職親の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

【サービス内容】

日中、障害福祉サービス事業所等において障がい者（児）などに活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

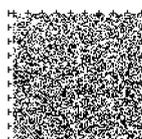
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者数を13人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	12	12	13

見込量確保のための方策

サービス提供事業所の拡大を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。



(3) 社会参加促進事業（自動車運転教習費助成・自動車改造費助成）

【サービス内容】

身体障がい者が、仕事等のために自動車の運転免許を取得する場合や、自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する必要があるときに、免許取得に係る教習費の補助や改造費用の助成を行う事業です。

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、教習費助成人数を1人、改造費助成を1件と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教習費助成（人）	1	1	1
改造費助成（件）	1	1	1

見込量確保のための方策

必要な事業量を実施していきます。

(4) 訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

介護保険制度のサービス対象に該当しない65歳未満の重度心身障がい者で寝たきり等のため入浴が困難な人の居宅に巡回入浴車を派遣し、組立式浴槽による入浴介助を行います。

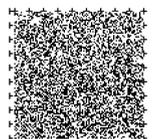
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者数を8人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	7	8	8

見込量確保のための方策

必要なサービス量を実施していきます。



(5) 更生訓練費給付事業

【サービス内容】

施設に入所、又は通所して更生訓練を受けている障がいのある人に、社会復帰の促進を図るため、「更生訓練費」を給付します。

【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者数を1人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	1	1	1

見込量確保のための方策

必要な事業量を実施していきます。

(6) 障害児等タイムケア事業

【サービス内容】

障がいのある児童・生徒等が特別支援学校等から下校した後の活動の場を確保すると共に、障がい児のいる親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族に一時的な休息を得てもらうことを目的とする事業です。

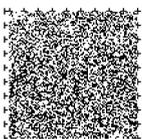
【事業量見込】

令和5年度の事業量は、月間実利用者数を18人と計画します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数/月	16	17	18

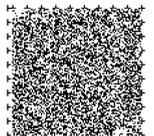
見込量確保のための方策

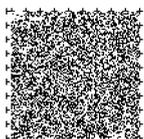
送迎事業や運営の弾力化により、サービス量の確保に努めます。





第6編 計画の推進・進行管理



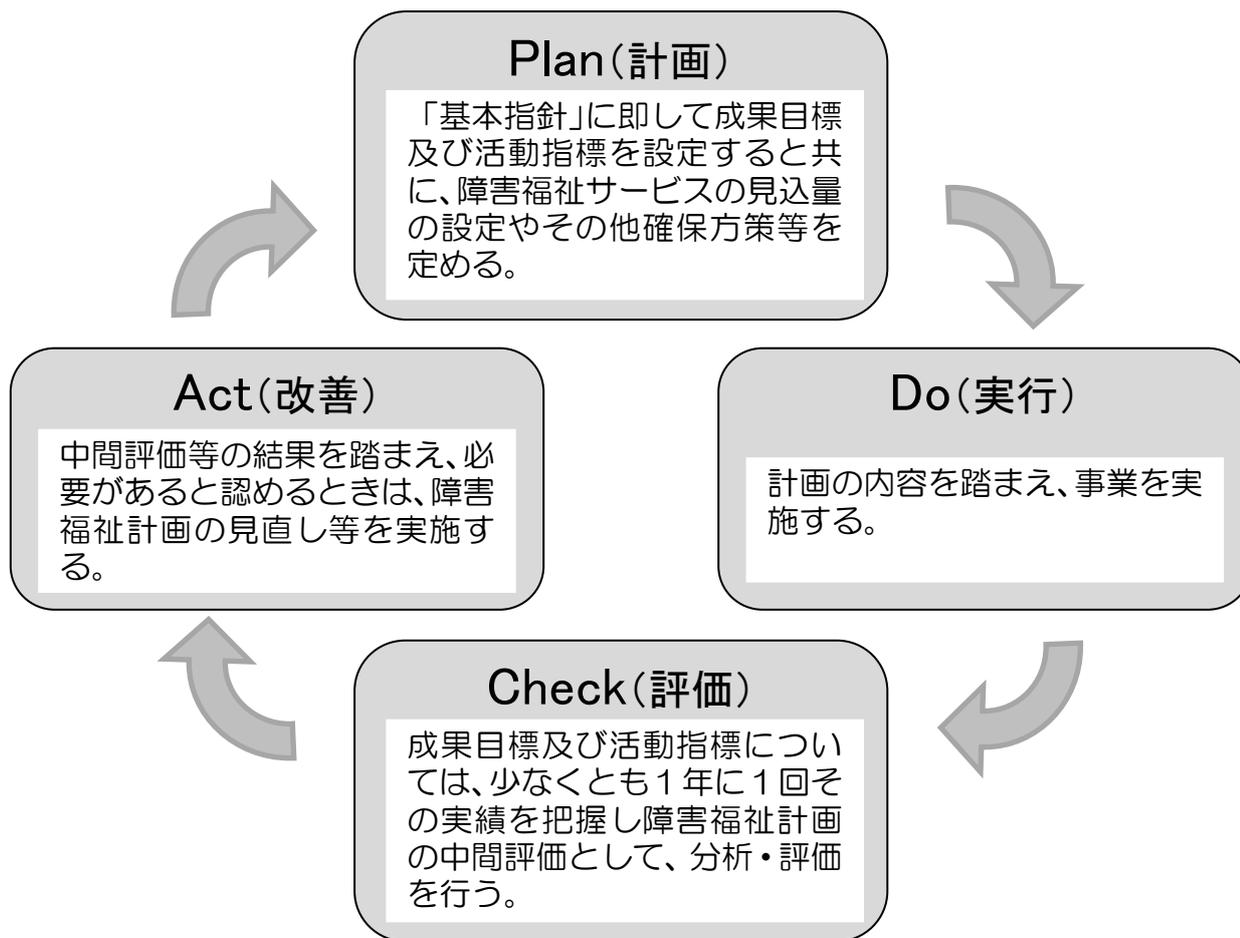


第1章 推進・進行管理の考え方

1 「PDCAサイクル」に基づく推進・進行管理

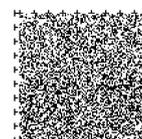
「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



2 「成果目標」と「活動指標」について

国の「基本指針」では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における目標を「成果目標」とし、指針「第三」における“計画の作成に関する事項”である障害福祉サービスの見込量等を「活動指標」としているため、町においてもそれに準じ、「成果（数値）目標」（→第5編第2章参照）と「活動指標」（各サービス見込量等、→第5編第4～6章参照）を最大の主眼として計画の推進・評価を行っていきます。



第2章 計画推進の体制

1 啓発・周知の徹底

今後もサービスを必要とする障がいのある人が円滑にサービスを利用することができるように、町ホームページや「広報みずほ」等を通じて制度の仕組みやサービスの利用方法等について周知を図り、安定した利用が確保されるように努めていきます。

2 サービス提供体制の確保

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス提供目標）の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携のもと取り組むと共に、施設や企業等関係するその他の機関にも広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保を図ります。

3 相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の設置

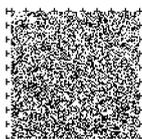
障がいのある人が住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談体制の確立が不可欠です。

このため、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図ると共に、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の実務者から成る「自立支援協議会」の設置を継続し、相談支援体制に関わるネットワークの確立・強化を図ります。

4 町民との協働体制の構築・強化

障がいのある人が自立した生活を営むのに必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障がいのある人や障がい者団体と密接な連携を保ち、障害及び障がいのある人への理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。

そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報の保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報の提供に努め、行政と町民による協働体制の構築・強化を図ります。



5 庁内及び東京都との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、関係各課との連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、広域的な調整や「サービスの質」の向上を図るための人材養成やサービス評価等、東京都における取り組みが不可欠であるため、都の関係部局とも密接な連携体制を構築します。

第3章 計画の達成状況の評価・点検

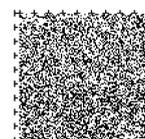
毎年、サービス見込量についての目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について、サービス提供側の実態把握だけでなく、サービスの利用実態や評価を把握すると共に、場合によってはヒアリング調査を実施し、計画の達成状況について質的にも調査を行います。

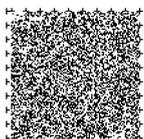
各種の情報・要望については、「地域保健福祉審議会」等において毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。

第4章 町民意見等の計画への反映

計画の内容に関しては、町ホームページや「広報みずほ」等を通じて公表すると共に、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

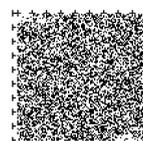
また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、対策を検討し、計画に反映させていきます。

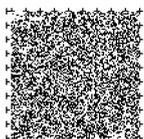






資料編





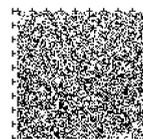
1 障害の「害」の表記について

瑞穂町では、これまで「障害者」と表記していた文字は、「障がいのある人」、「障がいのある方」、「〇〇の不自由な方」、「障がい者」と別の字句に置き換えて、表記するものとするを平成18年7月18日の条例等審議会で確認しました。

その理由としては、「害」の文字は、「害悪」、「公害」といった否定的で負のイメージを連想させる字句に用いられることが多いと考えられることから、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合、「害」の文字を使用することは人権尊重の観点から好ましいことではないため、少しでも不快感を与えないような表記に改めることとしました。

ただし、法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知の名称、法律、条例その他の規程で使用されている用語、団体の名称、施設の名称、大会・行事等の名称、行政組織上の名称については除外することとしています。

表記方法については、国語に対する意識の動向、法令の字句の使用状況を踏まえ、今後も見直しを行うことがあります。



2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 7 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 保健福祉関係施設の代表者 3 人以内
- (3) 保健福祉関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 公共的団体の代表者 5 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3 人以内
- (6) 公募委員 3 人以内
- (7) 町職員 4 人以内

2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

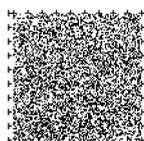
3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第 8 条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平成 20 条例 1・平成 23 条例 4・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 6 月 23 日規則第 33 号で、平成 17 年 6 月 24 日から施行)

附 則(平成 20 年 3 月 14 日条例第 1 号)抄

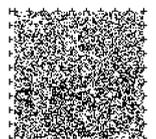
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。



3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成 17 年条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

第 2 条 条例第 8 条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

第 3 条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第 4 条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

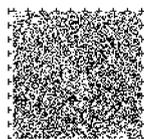
第 5 条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

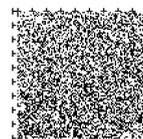


4 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

■瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

選出区分等	氏名	役職名等
学識経験者	村井祐一	田園調布学園大学教授
保健福祉関係施設	田中育夫	(福)平成会不老の郷施設長
	岩本隆	瑞穂町公立保育園園長会会長とのがや保育園園長
	大屋敬則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター施設長
保健福祉関係団体	鈴木寿和	瑞穂町医師会会長
	○粕谷道子	西多摩地区保護司会瑞穂分区
	渡辺信男	瑞穂町身体障害者共生会会長
	五十嵐崇	瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみセンター長
	戸田祐佳	子育てに関する団体
公共的団体	◎石塚壽則	瑞穂町民生委員・児童委員協議会会長
	中村憲一	瑞穂町寿クラブ連合会会長
	粕谷雅人	瑞穂町社会福祉協議会庶務係長
	小川明正	瑞穂町健康づくり推進委員会委員長
	日野元信	瑞穂町教育相談室室長
関係行政機関	播磨あかね	西多摩保健所所長
	鈴木香奈子	立川児童相談所所長
	嶋田由美子	西多摩福祉事務所所長
公募委員	石藏陽子	一般住民
	石井トモ子	一般住民
	川鍋悦子	一般住民
町職員	大井克己	企画部長
	横沢真	住民部長
	福島由子	福祉部長
	小峰芳行	教育部長
事務局	田野太郁哉	福祉部福祉課長
	安藤尚子	福祉部福祉課福祉推進係長
	岡部龍斗	福祉部福祉課福祉推進係主事

◎：会長 ○：副会長



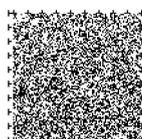
■瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

氏名	役職名等	備考
◎大屋 敬則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター施設長	審議会委員
谷口 美子	瑞穂町身体障害者共生会	分科会委員
笠川 純	瑞穂町民生委員・児童委員協議会障がい福祉部会長	分科会委員
隅河内 司	田園調布学園大学教授	分科会委員
川間 公雄	瑞穂町医師会みずほクリニック院長	分科会委員
五十嵐 崇	瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみセンター長	審議会委員
小山裕紀子	瑞穂町社会福祉協議会事業係長	分科会委員
○石藏 陽子	一般住民	審議会委員
中村美奈子	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理	分科会委員
福島 由子	福祉部長	審議会委員
田野太郁哉	福祉部福祉課長	事務局
青木 広幸	福祉部福祉課障がい者支援係長	事務局
高橋 洋一	福祉部福祉課障がい者支援係主任	事務局
森田 友子	福祉部福祉課障がい者支援係主任	事務局

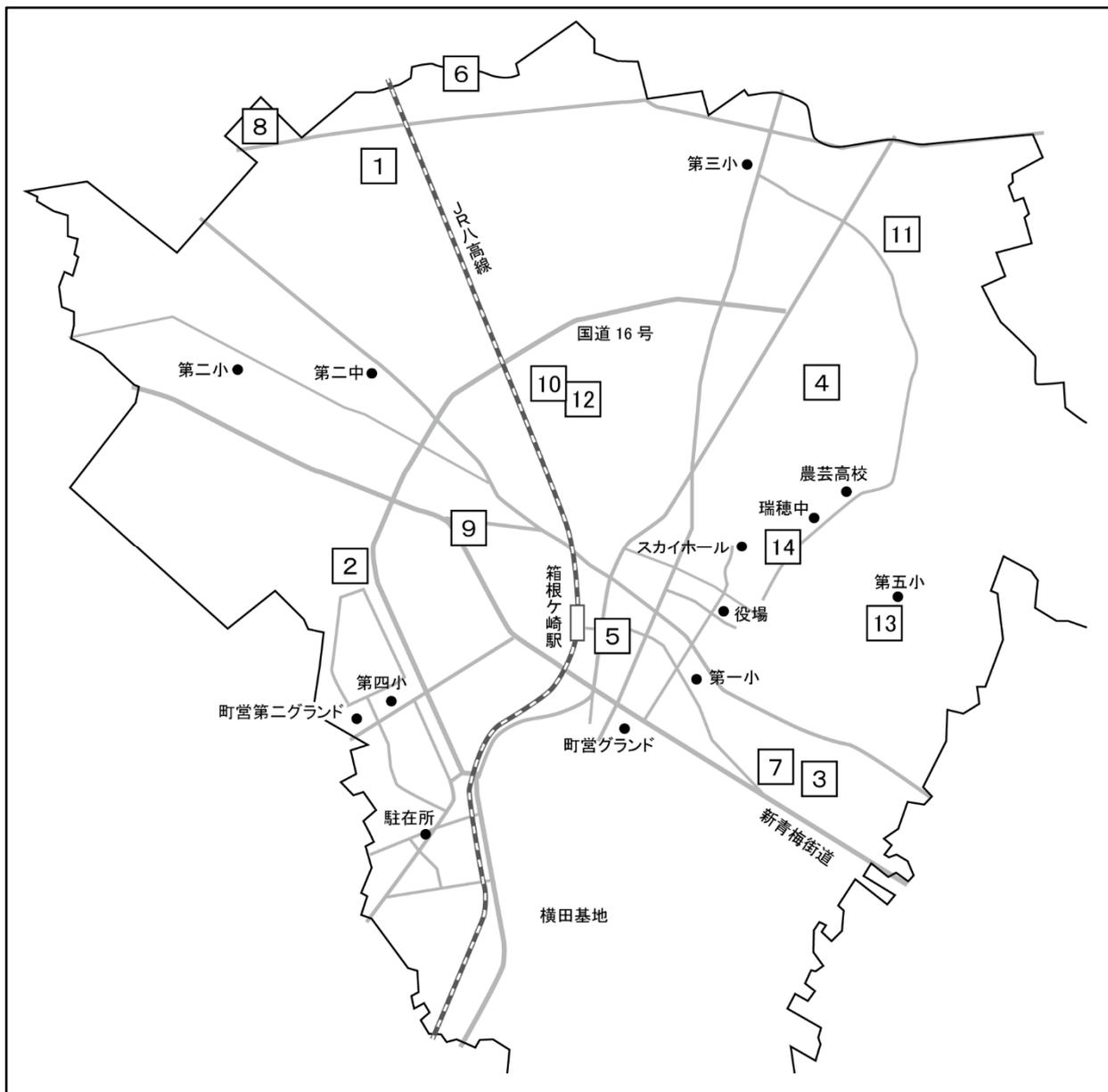
◎：分科会長 ○：副分科会長

5 瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画
・第2期障害児福祉計画策定経過

期日	内容
令和2年7月17日	○第1回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ①障害福祉計画の概要について ②障害福祉計画アンケート調査(案)について
令和2年8月18日 ～令和2年9月18日	○アンケート調査の実施
令和2年12月16日	○第2回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ①第5期障害福祉計画の進捗状況について ②障害福祉計画アンケート調査結果について ③障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について
令和3年1月13日 ～令和3年1月26日	○計画(素案)への意見の募集
令和3年2月4日	○第3回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ①障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)における意見募集の結果および考察について ②瑞穂町地域保健福祉審議会及び議会への報告について
令和3年3月26日	○令和2年度第4回瑞穂町地域保健福祉審議会 ①障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の報告
令和3年3月30日	○第4回瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ①障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定作業等総括

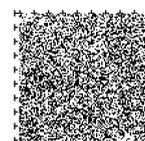


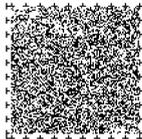
6 瑞穂町障害福祉関連事業所マップ



1	高齢者在宅サービスセンターみずほ
2	つくし
3	訪問介護 堇
4	すだち寮（共同生活援助）
5	アルタイル（共同生活援助）
6	ベガ（共同生活援助）
	スバル（共同生活援助）
7	グループホームみずほ（共同生活援助）
8	千種館（短期入所）
	瑞学園（施設入所・短期入所・生活介護）
	フラップ（計画相談支援）

9	発達支援トレーニングらんぱす
10	瑞穂町福祉作業所さくら
	あかつきコロニー相談支援センター （瑞穂町福祉作業所さくら内）
11	瑞穂町精神障害者共同作業所ころぼっくる
12	瑞穂町精神障害者地域活動支援センターひまわり
13	瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみ
14	瑞穂町社会福祉協議会
	瑞穂町障害者就労支援センター





瑞穂町自立支援協議会生活部作成（令和2年12月現在）

NO.	事業所名	所在地	電話番号 (市外局番042)	計画 相談 支援	障害 児相 談支 援	訪問系サービス			日中活動系サービス			居住系サービス				地域生活支援事業			障害児通所		
						居宅 介護 介護	重度 訪問 介護	同行 支援	就労 継続 支援 B型	就労 移行 支援	生活 介護	施設 入所	共同生 活援助	短期 入所	移動 支援	タイ ムケ ア	地域活 動支援 センタ ー	放課後等テ ィサービス			
1	高齢者在宅サービス センターみずほ	瑞穂町箱根ヶ崎922-1	556-0066			●	●	●								●					
2	つくし	瑞穂町箱根ヶ崎西松原51-3	557-6800			●	●	●													
3	訪問介護 重	瑞穂町殿ヶ谷835-1-101	513-9555			●															
4	すだち寮	瑞穂町高根208-7	557-7776										●								
5	アルタイル	瑞穂町箱根ヶ崎275-6	568-0966										●								
6	へが	瑞穂町富士山栗原新田17-4	568-0966										●								
	スバル	瑞穂町富士山栗原新田17-5	568-0966										●								
7	グループホームみずほ	瑞穂町石畑	568-5321										●								
8	千種館	瑞穂町箱根ヶ崎938-5	568-0966																		
	瑞学園	瑞穂町箱根ヶ崎940	568-0966										●								
9	フラップ	瑞穂町箱根ヶ崎940	568-0966	●	●																
	発達支援トレーニング らんばす	瑞穂町箱根ヶ崎1401-1-202	513-8123																		●
10	福祉作業所さくら	瑞穂町箱根ヶ崎831-2	557-1621	●	●																
11	精神障害者共同作業所 ころぼっくる	瑞穂町駒形富士山178-1	556-9635																		
12	精神障害者地域活動 支援センターひまわり	瑞穂町箱根ヶ崎806-1	557-5145	●																	●
13	心身障害者（児） 福祉センターあゆみ	瑞穂町石畑2193	556-6655																		●
14	瑞穂町社会福祉協議会	瑞穂町石畑2008	557-0159	●																	
	瑞穂町障害者就労 支援センター	瑞穂町石畑2008 ふれあいセンター内	568-0139																		

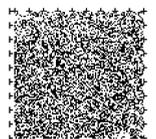
計画相談支援のほか、総合相談受付、有償家事援助サービスの提供や、権利擁護センターみずほの運営を行います。

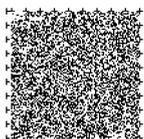
障がい者等の職業相談、就労準備支援等の就労支援や、付随する自立生活のための生活支援を行います。

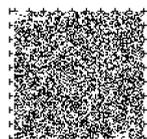
瑞穂町障害者計画・
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月

発行 瑞穂町
編集 瑞穂町福祉部福祉課障がい者支援係
〒190-1292
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
Tel：(042) 557-0574 (直通)
Fax：(042) 556-3401 (代表)









令和3年3月
瑞穂町

